

全員協議会資料

平成 21 年 9 月 30 日

都市整備部

盛岡市都市計画マスタープラン 見直し計画（素案）【概要版】

平成 21 年 9 月

盛 岡 市

目 次

第1章 はじめに

1. 都市計画マスターplanとは	1
2. 都市計画マスターplanの策定	1
3. 都市計画マスターplanの位置付け	1
4. これまでの計画見直し	1
5. 今回の計画見直し	1
6. 計画の構成と内容	1
7. 計画のお知らせと充実	2

第2章 計画見直しにおける、まちづくりの方向性の確認

1. 本市の施策におけるまちづくり	3
2. 本計画の課題とまちづくりの方向性	4

第3章 全体構想

1. まちづくりの基本的な方針	
1)まちづくりの基本理念	5
2)まちづくりの目標	5
3)まちづくりの基本方針	5
4)将来都市構造	7
5)都市整備の方針	10
2. 市民協働によるまちづくり	16

第4章 地域別構想

1. 地域別構想の構成	18
2. 地域別構想	
1)中心地域	20
2)上田地域	21
3)松園地域	22
4)山岸・加賀野地域	23
5)中野地域	24
6)青山地域	25
7)みたけ・厨川地域	26
8)仙北地域	27
9)盛南地域	28
10)見前地域	29
11)乙部地域	30
12)飯岡・湯沢地域	31
13)つなぎ地域	32
14)渋民地域	33
15)好摩地域	34

第1章 はじめに

盛岡市都市計画マスタープラン

1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、平成4年の都市計画法で定められた制度で、望ましい都市像をまちづくりの目標として明確にし、この目標の実現に向けて、都市計画の諸施策を総合的かつ体系的に展開していくため、市民参加のもとに策定する将来のまちづくりへ向けた基本方針です。

2. 都市計画マスタープランの策定

本市では、平成13年度に「盛岡市都市計画マスタープラン」を策定しました。また、合併前の玉山村においては平成10年度に「玉山村都市計画基本方針」が策定されました。

3. 都市計画マスタープランの位置付け

本計画は、盛岡市総合計画や岩手県が定める盛岡広域都市計画区域マスタープランに即す必要があります。（都市計画法第18条の2）

また市町村が行う都市計画（土地利用、道路・公園・下水道等の都市施設整備、市街地開発事業等）は、本計画に即して実施されることになります。

4. これまでの計画見直し

計画の策定後、青山地域や中心地域など10の地域でワークショップを開催し、地域別構想の充実を図りました。

平成18年1月の玉山村との合併を経て、玉山区の渋民地域と好摩地域でワークショップを開催し、地域別構想にこの2つの地域を加えました。

平成19年度には、まちづくり三法の改正に伴う郊外における大規模集客施設の立地規制を図るため、計画の見直しを行なっています。

5. 今回の計画見直し

少子高齢・人口減少社会の到来、環境や経済などの社会経済情勢の変化、上位となる計画などの見直しが行なわれていること及び市村の合併に対応するために計画を見直すこととしたものです。

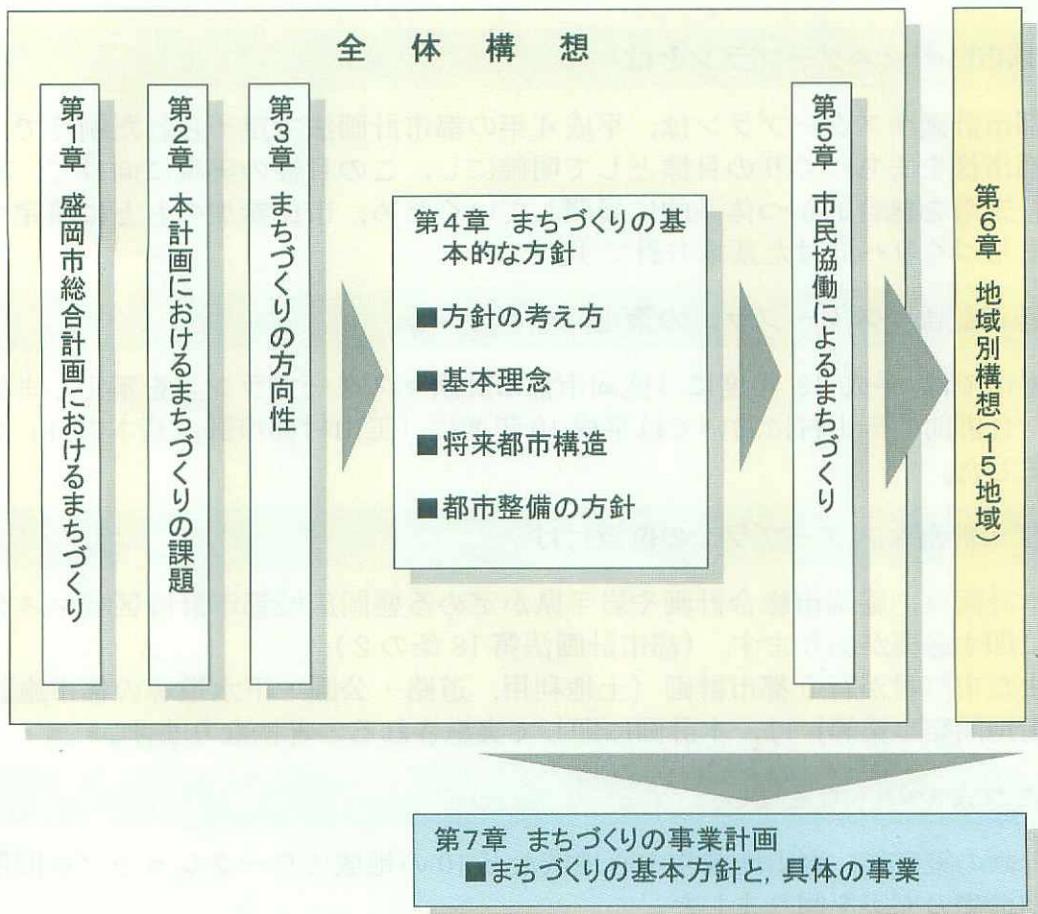
6. 計画の構成と内容

本計画は、まちづくりに対する基本的な考え方を明示した全体構想と、地域ごとの計画である地域別構想とで構成しています。

全体構想では、隣接する町村の都市計画を視野に入れながら、本市の現状と課題、まちづくりの目標と基本方針を明らかにするとともに、これを踏まえた都市整備の方針を分野ごとに整理しています。

地域別構想では、15の地域を設定し、地域ごとにまちづくりの方針を明らかにしています。

都市計画マスタープランの全体構成



7. 計画のお知らせと充実

都市計画マスタープランの概要や策定の経過、各地域で開催したワークショップの様子や市民協働で充実を図った地域別構想の策定状況などは、まちづくり情報紙『Anonassu』や、都市計画課のホームページに掲載してお知らせしています。

お問い合わせ

都市計画区別案

ホームページをご覧ください

『Anonassu』創刊!

市民地域のワークショップ

玉山区の地域別構想が決まりました!

◇創刊号:平成 12 年 6 月 1 日発行
計画の目的や今後の予定などをお知らせしました。

◇第 52 号:平成 19 年 3 月 16 日発行
玉山区での地域別構想の完成をお知らせしました。

第2章 計画見直しにおける、まちづくりの方向性の確認

都市計画マスターplanの見直しにあたり、本計画がめざすまちづくりの方向性について確認します。

1. 本市の施策におけるまちづくり

まちづくりの方向性の確認にあたり、本計画が即すべき盛岡広域都市計画区域マスターplanなど上位となる計画の方向性や、玉山村都市計画基本方針における都市形成の方向性と、本計画の「まちづくりの基本方針」等について、相互の関係を明らかとします。

1. 盛岡広域都市計画区域マスターplan 『都市計画区域の基本方針』

- 1) 自然環境の保全と活用及び景観の保全と創出
- 2) だれもが安心・快適に暮らすための都市環境の形成
- 3) 地域産業の活性化と新しい産業の創出
- 4) 都市機能の高度集積による拠点機能の強化と広域交通ネットワークの形成
- 5) 地域の人々がみずから創る個性あふれるまちづくりの推進
- 6) 環境に配慮した低炭素型の持続可能な都市の形成

2. 盛岡市総合計画『施策の柱』

- 1) いきいきとして安心できる暮らし
- 2) 安全な暮らし
- 3) 心がつながる相互理解
- 4) 共に生き未来を創る教育・文化
- 5) 活力ある産業の振興
- 6) 環境との共生
- 7) 快適な都市機能
- 8) 信頼される質の高い行政

3. 国土利用計画盛岡市計画 『市土の利用に関する基本方針』

- ##### これからの土地利用のあり方
- 1) 都市の求心力を高める土地利用の推進
 - 2) コンパクトで効率的な市街地の形成
 - 3) 自然と人の営みとの調和
 - 4) 市民と行政の協働による市土利用マネジメントの推進

4. 新市建設計画『主要施策』

- 1) 一人ひとりの心がかよう快適な地域社会の形成
- 2) 健やかで心と心がふれあう保健医療・福祉の充実
- 3) 未来を築く心豊かな人材の育成
- 4) 環境と調和し快適な暮らしを支える生活環境の整備
- 5) 豊かで活力あるまちをつくる産業の振興
- 6) 多様な交流を支える都市基盤の整備
- 7) 健全な行財政運営と自治能力の向上

「盛岡市総合計画」、「国土利用計画盛岡市計画」及び「新市建設計画」は、本計画が即すべき上位となる計画です。

上位となる計画と本計画の「まちづくりの基本方針」の方向性は基本的に整合しております、引き続きまちづくりの取り組みを続ける必要があります。

盛岡広域都市計画区域マスターplanは、本計画が即すべき上位となる計画のひとつです。まちづくりの方向性については基本的に整合しています。

都市計画マスターplan

■まちづくりの目標

山並みと河川に育まれ、歴史が息づくまち

賑わいと活力があるまち

個性ある都市の芸術文化が薫るまち

人と環境にやさしい機能的なまち

■まちづくりの基本方針

- 豊かな自然を守り伝えるまちづくり
- 歴史と風土を活かした盛岡らしいまちづくり
- 賑わいと活力ある市街地づくり
- 都市の芸術文化が薫る美しい景観づくり
- 都市活動を支えるやさしい交通体系づくり
- 花と緑に囲まれた潤いのあるまちづくり
- 安全・安心なまちづくり

都市計画マスターplanは
まちづくりの方向性を承継します。

(玉山村都市計画基本方針)

『将来都市像形成の方向』

【広域的機能】

- ・周辺市町村の住宅地機能の拠点的役割を担う
- ・周辺市町村の就業地機能の拠点的役割を担う

【自然環境】

- ・豊かな自然環境は、次世代に引き継いで行かなければならぬ重要な財産であり、これを保全して行く

【市街化形成】

- ・市街地の一体的形成
- ・駅を中心に充実した住宅地形成

【地域振興】

- ・豊かな自然、啄木を前面に打出した観光等による地域振興

2. 本計画の課題とまちづくりの方向性

ここでは、本市の様々な課題に対するまちづくりの方向性を確認し、都市計画マスタープランの「まちづくりの基本方針」との関係を明らかとします。

1. 本市の現状と課題 (まちづくりの課題)

1) 人口

- ・定住を支える都市環境を整備する

2) 産業

- ・産業振興により都市の活力を維持する
- ・農地や森林を適切に維持する

3) 土地利用

- ・効率的な土地利用を促進する

4) 交通

- ・都市機能を支える交通網の形成を促進する
- ・公共交通等への利用転換を推進する

5) 歴史と景観

- ・歴史や文化と調和した景観を形成する
- ・河川などの自然や山並みの眺望を景観の形成に活かす

6) 都市施設

- ・狭隘な生活道路の改善を図る
- ・公園などの施設を適切に維持管理する
- ・下水道事業を推進する
- ・水源地域の環境を保全する

7) 土地区画整理

- ・土地区画整理事業の促進を図る
- ・住民主体で良好な住環境の形成を図る
- ・事業が見込めない地区では、計画の見直しと、土地区画整理によらないまちづくりを検討する

8) 環境

- ・良好な自然環境・生活環境を保全する
- ・地球環境保全に向けた対策を促進する

2. 市民意見にみる、まちづくりの課題 (まちづくりの課題)

■地域の「守りたい(残したい)」

- ・自然環境や景観、山並みの眺望を守りたい
- ・良好なコミュニティを維持したい
- ・良好な住環境を守りたい

▼地域の「課題(変えたい)」

- ・道路や交通の環境を改善したい
- ・地域の公益施設などの利便性を維持したい
- ・地域の賑わいを維持したい
- ・道路・下水道などの整備を進めるべき
- ・高齢化が進む中、コミュニティを維持したい

地域別構想のワークショップの市民意見を整理しました。これらは、これまでにも都市計画マスタープランの課題であることから、引き続き取り組むべき課題であることが確認できました。

3. 社会状況の変化と課題

(今後のまちづくりにおける社会的な課題)

- 1) 盛岡の魅力と個性、市民との協働を大切にしたまちづくり
- 2) 誰にもやさしいまちづくり
- 3) 地域の賑わいや人々の交流を支えるまちづくり
- 4) 環境にやさしいまちづくり

本市を取り巻く社会的な課題と変化を踏まえ、今後のまちづくりにおいて求められる社会的な課題を整理しました。

これらは、これまでにも都市計画マスタープランにおけるまちづくりの方向性を決める重要な課題として位置付けられてきたものです。今後とも、これら社会的な課題に対する取り組みを続ける必要があります。

本市の現状について、まちづくりに重要な要素ごとに課題を整理しました。これらは、これまでにも都市計画マスタープランの課題として位置づけられてきたものです。

これらの課題には、状況の進展など変化が見られます。まちづくりの重要な課題として、引き続き取り組むべき課題であることを確認できました。

都市計画マスタープラン

■まちづくりの目標

山並みと河川に育まれ、歴史が息づくまち

賑わいと活力があるまち

個性ある都市の芸術文化が薫るまち

人と環境にやさしい機能的なまち

■まちづくりの基本方針

豊かな自然を守り伝えるまちづくり

歴史と風土を活かした盛岡らしいまちづくり

賑わいと活力ある市街地づくり

都市の芸術文化が薫る美しい景観づくり

都市活動を支えるやさしい交通体系づくり

花と緑に囲まれた潤いのあるまちづくり

安全・安心なまちづくり

市民協働によるまちづくり

第3章 全体構想

1. まちづくりの基本的な方針

1) まちづくりの基本理念

心を育む、歴史と風格のあるまち盛岡の形成

～市民協働によるまちづくり～

本市における「まちづくりの基本理念」は、これまで培ってきた盛岡らしい文化を守り、育み、開花させることをねらいとしています。そのためには、本市の財産である自然や歴史を次代に継承していくことが大切になると考えます。その上で都市の賑わいや活力を高めていくまちづくり、人や環境にやさしいまちづくりなどを市民協働により行なっていきます。

また、まちづくりの基本理念を一言で表現するキャッチフレーズは次のとおりです。

みどり、にぎわい、なつかしさ
—私のまち盛岡をみがこう！—

2) まちづくりの目標

本計画は、私たちがめざすまちづくりの将来像を「まちづくりの目標」として、以下の4つを定めます。

山並みと河川に育まれ、
歴史が息づくまち

賑わいと活力があるまち

個性ある都市の芸術文化が
薫るまち

人と環境にやさしい
機能的なまち

3) まちづくりの基本方針

「まちづくりの目標」を実現するための考え方を、「まちづくりの基本方針」として定めました。これらの方針を具現化していくためには、市民協働のまちづくりを進めていく必要があります。

豊かな自然を守り伝える
まちづくり

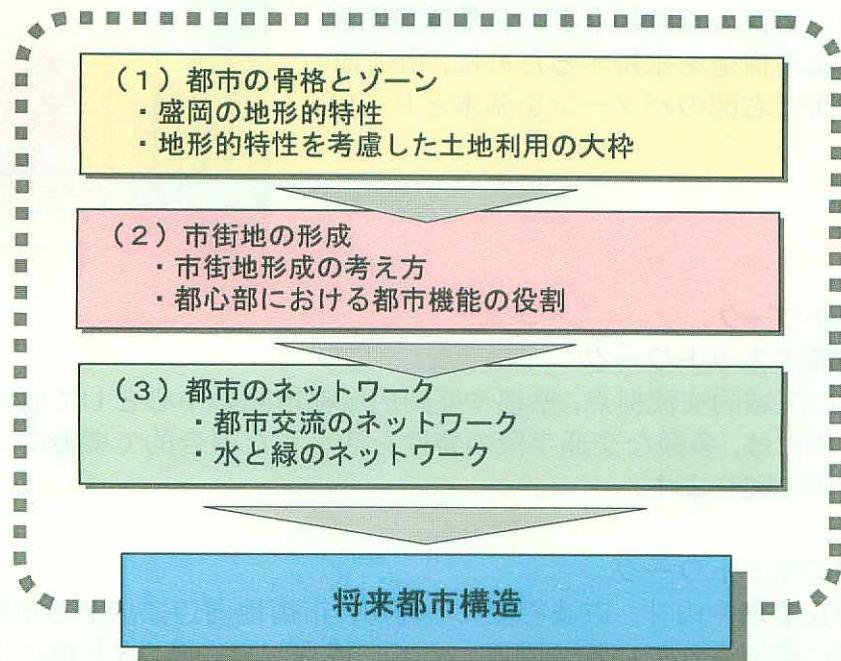
- ・東部及び西部の丘陵地や山林は豊かな自然環境を有しており、農林業の場であるとともに、私たちの生活を支える水源地域であることから、今後とも良好な環境を保全します。
- ・市街地周辺に広がる農地や山林は、食糧など生産の場として活用を図り、これを守り伝えてきた地域のコミュニティの活性化や、都市との交流を図りながら維持します。

歴史と風土を活かした盛岡らしいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・城下町としての風情を伝える建物やまちなみ、樹木や河川をまちづくりに活かすとともに、市街地からの山並みの眺望を大切にしたまちづくりを進めます。 ・来訪者が盛岡の歴史と風土を感じとれるような魅力的なまちづくりを進めます。
賑わいと活力がある市街地づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・北東北の広域的交流拠点としての優位性を活かし、コンベンション機能など多様化する新たな機能の受け皿として交流を活発にするまちづくりを図ります。 ・県都、盛岡広域都市圏の中心としての機能集積をさらに高め、コンパクトで健全な市街地を形成します。 ・都市の魅力と求心力を高め、産業の活性化と雇用の創出に資するまちづくりを図ります。 ・地域における人々の繋がりを大切にするとよう、コミュニティに配慮したまちづくりを進め、賑わいと活力ある市街地をつくります。
都市の芸術文化が薫る美しい景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの先人たちによって創造されてきた芸術文化をまちづくりに活かしながら、次代に継承するために美しい景観づくりを進めます。
都市活動を支えるやさしい交通体系づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者や自転車が安心して移動できる交通環境をつくるとともに、バスや鉄道などの公共交通の利用を促進し、自動車に過度に依存しない「ひと・まち・環境にやさしい」交通体系をつくります。
花と緑に囲まれた潤いのあるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の周辺の丘陵地や農地、公園や河川は、都市空間に四季の自然や潤いを与えてくれることから、身近に花や緑を感じられる場として大切にするとともに、これらをまちづくりの中で活かすため、水と緑のネットワークを形成します。
安全・安心なまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地球環境にやさしく、地震などの災害に強い安全なまちづくりを進めるとともに、誰もが安心して快適に暮らせるよう防犯やユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めます。

4) 将来都市構造

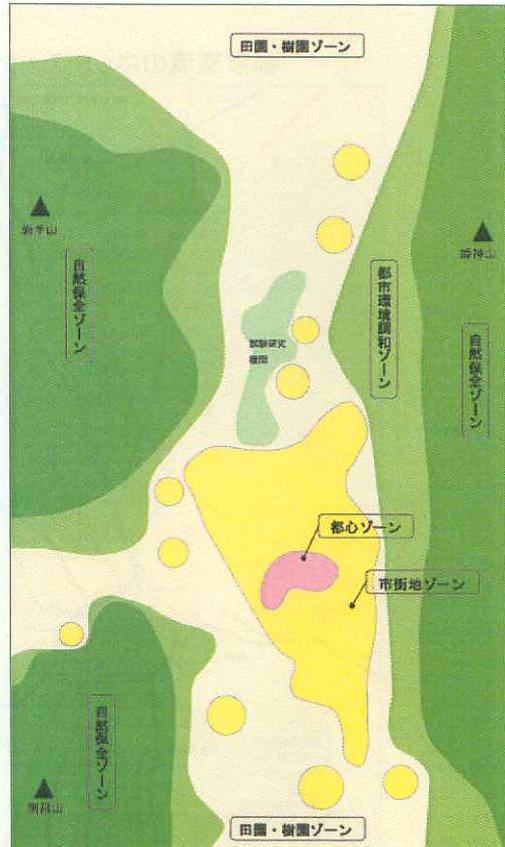
「まちづくりの目標」や「まちづくりの基本方針」を踏まえ、将来にわたる土地利用や交通、水と緑などの考え方を、「将来都市構造」として位置づけます。

本市における将来都市構造の組み立て



(1) 都市の骨格とゾーン

- ・自然保全ゾーン……今後も山林として自然環境の維持・保全を図ります。
- ・都市環境調和ゾーン……市民が緑を享受できる公共公益的な利用を図ります。
- ・田園・樹園ゾーン……農業の活動を基本に、緑のゾーンとして都市的土地利用と自然的土地利用の調和を図ります。
- ・市街地ゾーン……平野部に配置し、効率的で機能的な土地利用を基本として良好な市街地の維持と充実を図ります。
- ・都心ゾーン……本市の商業、業務等の機能を集約した中心市街地として、都市機能の集積と充実を図ります

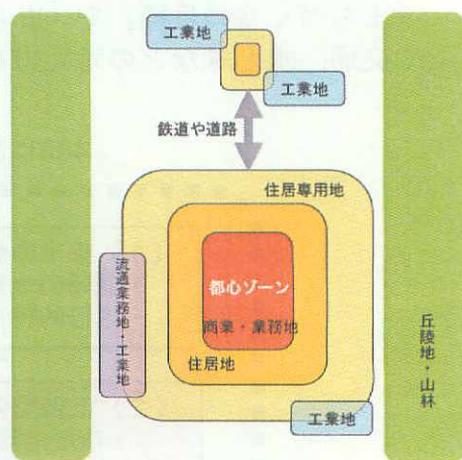


(2) 市街地の形成

本市の市街地については、社会情勢などが変化する中で、より効率的で機能的な市街地形成が求められています。

また市街地と東西の丘陵地などの自然環境が調和する本市の都市構造を維持するために、市街地の形成や土地利用は右図のパターンを基本としています。

市街地と土地利用の配置パターン



(3) 都市のネットワーク

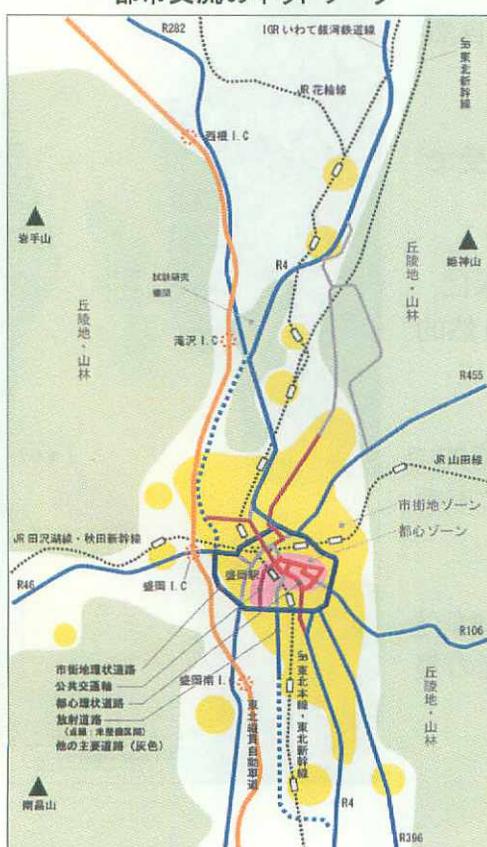
① 都市交流のネットワーク

北東北の広域的交流拠点、県都や盛岡広域都市圏の中心として盛岡の都市交流を支えるためには、多様な交通手段の特性を活かした複合的で機能的な交通ネットワークの形成を図ります。

② 水と緑のネットワーク

東西の丘陵地や山林、市域を流れる河川、市街地周辺に広がる田園や樹園、また市内各所に整備されている公園によって形成されている、水と緑によるゆとりと潤いのある空間を「水と緑のネットワーク」として位置づけます。

都市交流のネットワーク



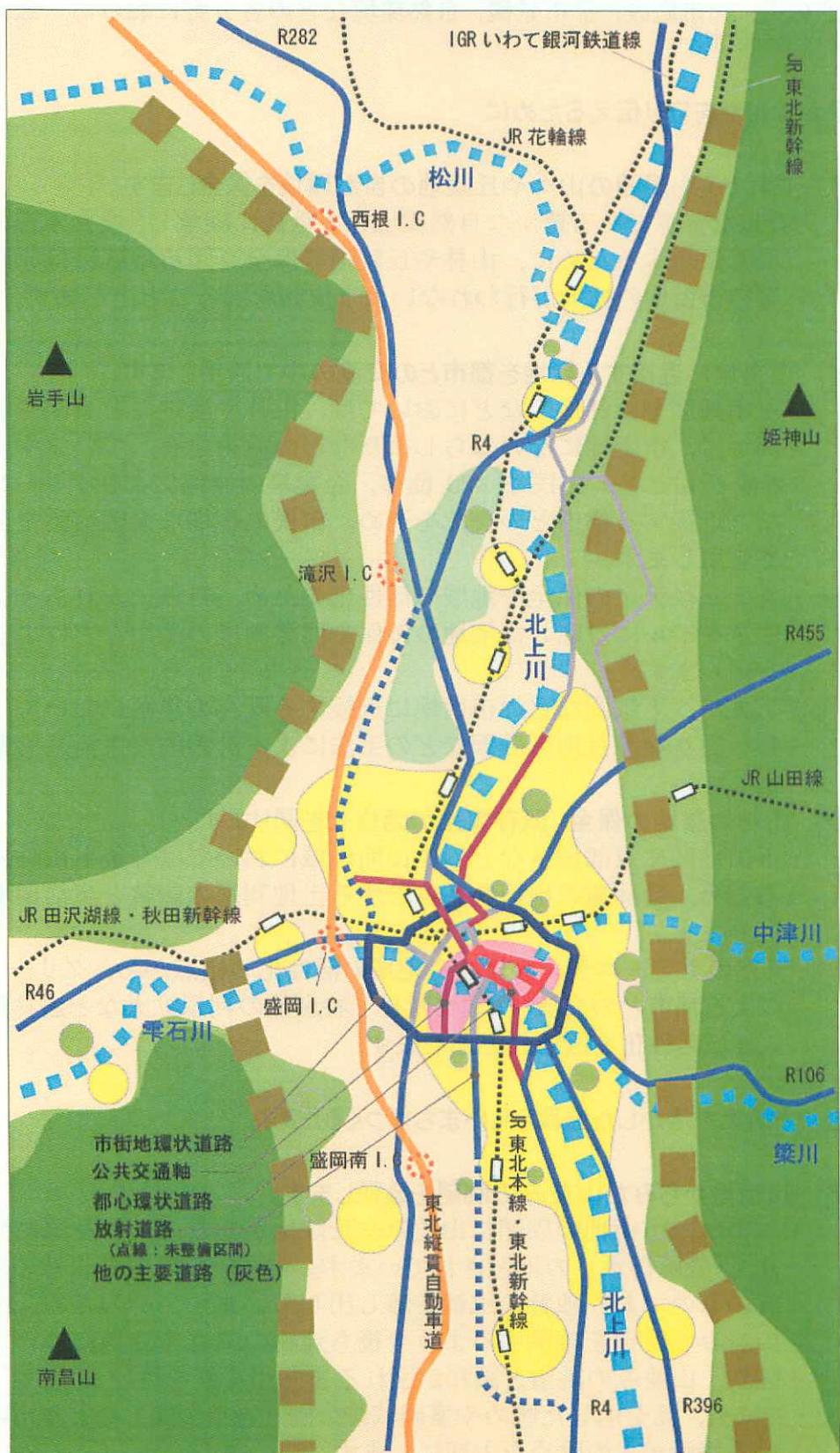
水と緑のネットワーク



(4) 将来都市構造

「将来の都市構造」を概念的に示すと次のとおりとなります。

本市の将来都市構造図



(5) 都市整備の方針

都市整備の方針は、まちづくりの基本方針を受け、まちづくりの目標を達成するために必要な都市整備の取り組みを示したものです。

まちづくりの目標を達成するためには、まちづくりの基本方針ごとに、土地利用、交通体系、都市施設、都市景観、自然環境などの各分野における一致協力した取り組みが必要です。

① 豊かな自然を守り伝えるために

(ア) これからも周囲の山々や丘陵地の自然環境を保全します。

- ・貴重な資源である豊かな自然環境を次世代に継承し、また水道の水源地域の環境を保全するために、山林や丘陵地等保全を図る地区には原則として住宅地等の市街地の拡大が行われないよう規制を図ることとします。

(イ) 市街地に近接する緑地を都市との交流の中で活用します。

- ・玉山地区や西部地区などにおいては、山林や農地など景観や地形的な特徴のほかに、市街地にない暮らし振りなどの魅力を有しています。このような資源を活用して、市民やNPO団体、企業等の連携によりグリーン・ツーリズムなど近接する都市との交流を進め、市民の多様な余暇活動を生み出す場として活用します。
- ・コミュニティの保全や地域の活性化のため、自然にふれあうような新たな居住スタイルに対応した宅地の確保や開発制度の適用などによる定住化の支援を図ります。
- ・下太田、下飯岡などの市街地に近接する既存の集落においては、農業との調整を図りながら地区計画などの手法による計画的な生活基盤整備を図ります。

(ウ) 山林や農地の保全、既存集落の活性化を図ります。

- ・玉山地区や東部地区などの中山間地域においては今後も山林や農地を保全するため、農林業の施策を基本とする土地利用の調整と生活環境の整備などを図ります。
- ・既存のコミュニティの保全や地域の活性化の観点から、グリーン・ツーリズムによる都市との交流や、地場産材と特産品の利用拡大など農林業の施策とともに地域活性化を図ることとします。

② 歴史と風土を活かした盛岡らしいまちをつくるために

(ア) 市街地からみた山並みの眺望を確保します。

- ・本市は、市街地の周囲に山並みや丘陵地があり、それを源に河川が流れています、「蔵風得水」の地とされています。市街地から見る自然の景観は、盛岡固有のものであり独特の風情を醸し出しています。そのため、市街地からみた山並みの眺望を確保するよう今後も建物の高さや立地について適切な誘導を図り、山並みの眺望と調和が図れるまちづくりを行います。
- ・特にも、橋を通した眺めや盛岡城跡公園（岩手公園）など本市の特色となっている場所からの眺めを大切にします。

(イ) 歴史的景観と調和したまちなみを誘導します。

- 本市の歴史と文化を守るため、旧市街地に残る城下町の風情を感じるまちなみや歴史的建造物の周辺においては、歴史的景観に調和したまちづくりが必要です。そのため、個々の建物の形態や意匠などについて、周囲の景観に調和するよう適切な誘導と規制を図り、地域の個性を活かした魅力的なまちづくりを進めています。

(ウ) 河川空間の魅力を向上させるとともに、河川と調和した建築物の誘導を図ります。

- 本市では市街地を河川が流れ、まちなみには潤いと季節感を添えるなど重要な景観要素となっています。このような恵まれた環境をまちづくりに活かすため、建物など都市景観の形成や、市民が気軽に河川と親しめるような親水空間や回遊しながら散歩などを楽しめるような空間の整備を図ることとします。
- 市街地の橋から見た周囲の丘陵地や山並みの自然景観は、市民の誇りでもあります。そのため、河川敷からの景観とともに市街地における橋も重要な視点場と捉え、周囲の景観を損なわないよう河川沿いの建築物に対してのルールを今後とも推進し適切に誘導します。
- 北上川や中津川が流れる市街地の中心部においては、川の魅力を活かした空間整備による潤いのあるまちづくりを図ります。

③ 脳わいと活力がある市街地をつくるために

(ア) 都市圏の市街地の低密な拡大を抑制し、コンパクトな市街地を形成します。

- 秩序ある土地利用を図るため、盛岡広域都市圏での市街地の低密な拡大（拡散）が行われないよう、市街地の拡大の抑制と既存市街地の優先的な土地利用により、コンパクトな市街地の形成を図ります。
- 都市構造に大きな影響を与える大規模集客施設については、計画的な立地制限を行うことにより、市街地の健全な土地利用のバランスを図ります。

(イ) 住環境やコミュニティに配慮した市街地の形成を図ります。

- 既存の市街地において住環境の改善が求められる地区においては、地区計画制度の導入や民間開発への適切な指導により、道路整備や適切な土地利用の誘導などを図るほか、暮らしを支える商業機能の充実により、良好な市街地の形成を図ります。
- 既存の住宅地においては、コミュニティに配慮した土地利用や道路・公園等の都市施設の維持、管理により、住み良い住環境の保全を図ります。
- 郊外の住宅地では良好なコミュニティを維持するとともにゾーンバスなどの整備により都心地区とのアクセス性の向上を図ります。
- 市街地に残る農地については、地区計画制度の導入により計画的な道路等の生活基盤の整備を促し、良好な居住環境を有する宅地整備を誘導します。また、耕作されていない農地については、農業等の施策を基本に家庭菜園等への活用を通じてゆるやかに宅地化をめざすほか、市民の交流などを通じた地域の活性化の方策を検討します。

(ウ) 既存の市街地の活性化を図り、効率的な土地利用にします。

- ・中心市街地においては、道路や鉄道、バス交通など既に整備されている社会基盤を有効に活用して都心機能を高め、効率的な土地利用を図ります。
- ・都心周辺部の大慈寺地区においては、地域の特徴である歴史的まちなみを活用したまちづくりを行い地域の魅力を高めるとともに観光などの新たな産業と交流の創出による地域の活性化を図ります。
- ・松園ニュータウンなどの郊外の大規模住宅団地ではライフスタイルの変化に合わせた住み替えや、複数区画の利用や二地域での居住など空地や空家の抑制と定住の維持、地域の活性化の方策について検討を行います。
- ・都南地区や玉山地区の土地区画整理事業が予定された地区においては、計画の見直しを図るとともに、地区計画制度や既存施設の活用などによるまちづくりについて検討します。

(エ) 都市に必要な機能の確保と効率性を高めます。

- ・中心市街地と盛岡駅西口地区、盛岡南新都市地区はそれぞれの地域特性を活かした機能分担を行い、連続的に都心を形成すると共に都市機能の集積を図ります。また、北東北の交流拠点としての優位性を活かして盛岡都市圏はもとより岩手県の中心としての機能を強化します。
- ・市全体として商業のバランスが図られた発展が行われるよう、商業施策と合わせた適切な商業地の土地利用を図ります。また、工業系及び住居系の土地利用を図っていく地域においては、大規模集客施設の立地を制限します。
- ・新たな工業地や流通業務地は、高速道路のインターチェンジ周辺や盛岡南新都市地区、盛岡工業団地周辺等に用地を確保し、土地利用を誘導します。
- ・産業の振興と雇用創出のため産官学連携による新産業創出と研究開発型産業の企業誘致政策を推進し、盛岡南新都市地区のゆとりある市街地に研究開発型企业の誘致を図ります。また盛岡工業団地等を高度技術集積型産業の導入拠点に位置づけます。

(オ) 中心市街地の魅力を高めます。

- ・中心市街地は都市形成の核として、市街地の活性化の支援や市街地再開発事業、また観光機能を有する施設の整備を通じ、今後も都心機能の維持発展を図ります。また、盛岡城跡公園（岩手公園）の周辺地区では、歴史文化施設の建設、街路や河川の整備などを通じ、風格と賑わいのある魅力的な都心の形成による、求心力のあるまちづくりを進めます。
- ・「市街地からみた山並みの眺望確保」、「歴史的景観と調和したまちなみの誘導」や「河川空間の魅力確保」等によりまちなかでの観光の魅力を高め交流人口の増加を図ります。
- ・眺望確保や魅力あるまちなみの誘導に配慮しながら、中心市街地周辺における住居系建築物の立地等により、中心市街地を支えるまちなかの定住人口を確保します。
- ・中心市街地へのアクセス性の向上や、コンパクトで交通の利便性が高く、公共交通や自転車、徒歩の利用が快適であり、高齢者などにも優しい市街地を形成し、地域の活性化を図ります。

④ 都市の芸術文化が薫る美しい景観をつくるために

(ア) それぞれの地域の個性を大切にした景観の形成を図ります。

- ・中心市街地においては、まちの魅力を高めるため、盛岡市景観条例のもとで、山並みの眺望や河川景観、歴史的景観、街路景観など、各地域の特性と調和させながら、歩行者に快適で賑わいと活性化に寄与する景観を形成します。
- ・住宅地等の既存の市街地においては、それぞれの持つ地域の個性を活かすなど、快適な住環境の保全と良好な景観の形成の調和による、魅力あるまちなみづくりを推進します。さらに重点的に景観形成を図るべき地区では、地域の特徴を最大限に活かすため、市民との協働により、良好な景観を守り、創り、育てるこことにより地域の魅力を高め、賑わいを創出するまちづくりを図ります。
- ・石川啄木や宮沢賢治などの先人の業績や、地域の伝統文化を大切にした、魅力あるまちづくりを推進します。

(イ) 新たな市街地にも魅力あるまちなみをつくります。

- ・盛岡南新都市地区と盛岡駅西口地区では、盛岡らしい新たなまちなみを形成していくため、開発コンセプトに合わせ魅力的なまちなみを創出します。

⑤ 都市活動を支えるやさしい交通体系をつくるために

(ア) 都市間の交流や人や物の移動を支える交通網の整備を図ります。

- ・北東北の広域的交流拠点としての優位性を最大限に活かすため、県内や他県との地域間交流、盛岡広域都市圏における移動のための交通網や、バスや鉄道などの交通結節点や周辺の整備を通じ、公共交通の利便性や効率性の向上を図ります。
- ・本市が拠点となり、広域的な地域活性化のために進められている宮古、盛岡、秋田との横軸連携をはじめ、他都市との広域交通を確保するための幹線道路整備の促進を図ります。
- ・道路は、商業・業務などの都市活動を支えるために必要な都市施設であり、公共交通の利便性の向上を図るとともに適切に交通網の整備を図ります。
- ・中心市街地と、それに連坦する盛岡駅西口地区や盛岡南新都市地区においては、公共交通の循環や自転車通行帯の整備による都心部の交通環境の改善を図ります。

(イ) 環境への影響を考え、通勤・通学や買い物などの交通は、公共交通や自転車を利用しやすくなります。

- ・環境への負荷を低減するため、通勤通学など交通渋滞の主因となる自動車（自家用車）の利用については、様々な交通手段の利便の向上と交通手段を組み合わせしやすい環境を整備することで、自動車から公共交通機関への利用の転換を誘導します。
- ・自転車が利用しやすい環境を整備するため、また通行の安全のため、自転車通行帯の確保や駐輪場の整備などを促進します。
- ・中心市街地を歩いて楽しんだり、時間を過ごしたりすることができるよう、公共交通・自転車・歩行者を優先したネットワークの形成を図るとともに、公共交通機関の利便性の向上を図り、まちなかの回遊性を高めます。

- ・道路は、災害時の被害の拡大を抑制する機能を持ち、景観の構成要素でもあります。このことから、沿道のまちづくりにも配慮しながら道路整備を進めます。

⑥ 花と緑に囲まれた潤いのあるまちをつくるために

(ア) 市街地に近接した緑を守ります。

- ・身近に緑とふれあうことのできる潤いのある生活が送られるよう、市街地に近接する緑を守ります。
- ・遊休農地の菜園への利用や、グリーン・ツーリズムなどの地域間の交流を通じ、市街地周辺の農地の保全を図ります。

(イ) 市街地の中において、身近な緑を増やします。

- ・魅力ある公園を整備するために、地域のニーズに合わせてグランドワーク手法など市民協働による公園整備を図ります。既に整備された公園についても市民等との協働のもとで育てます。
- ・新たに整備する道路については、街路樹を整備するとともに、歩道空間の緑化を進めるなど、まちの緑を守り育てます。
- ・住宅地においては生垣などによるまち全体の緑を増やしていくような取り組みを進めるなど、個々の住宅における緑の創出を誘導します。
- ・公園や緑地を、緑道や自転車道、河川敷の歩行者空間等により結ぶネットワークの整備を図ります。
- ・市街地と里山などを結び自然に親しめるよう、今後も自然散策路などの整備を図ります。
- ・日常的なレクリエーションの場や災害時の避難場所として、また自然や歴史的環境の保全と活用を図るため、計画的に公園や緑地を確保します。

(ウ) 清流を守り、より親しみやすい川になるよう工夫をします。

- ・市街地では、貴重なオープンスペースであり、市民の憩いの空間でもある河川空間においては、安全性を十分に踏まえた上で自然環境や生態系に配慮し、市民が水辺に親しめる空間を創出します。
- ・地域の水路など水辺空間の整備を進め、また維持管理においては市民等との協働も行なうこととします。
- ・現在の清流をいつまでも楽しむことができるよう、下水道や農業集落排水などの施設の整備と適切な維持管理を進めるとともに、中山間地域などでは合併浄化槽の普及促進を図り、公共用水域の水質を保全します。また、雨水排水施設の整備と適切な維持管理を進め、浸水の防除に努めます。

(エ) 四季を感じられるまちづくりを進めます。

- ・並木や花は、まちに自然的な潤いを与えるとともに、市民生活に日常的・季節的な華やかさを演出する効果もあわせ持っています。そのため、市民と協力しながら、公園や河川敷、公共空間へのハンギングバスケットの設置、自宅の庭など、身近な場において花や緑に触れられるような空間の整備や植栽を行ない「花とみどりのガーデン都市」づくりを進めます。

⑦ 安全・安心なまちをつくるために

(ア) 地震・火災・水害等に強いまちをつくります。

- ・建物が密集している地区では、火災や地震等の災害が発生した場合に、被害がより大きくなることが懸念されます。このため、都市機能が集積する都心部やその周辺においては、建築物の不燃化の促進や避難場所及び延焼遮断帯となる公園及び道路の整備を図ります。
- ・住宅地において道路が狭い地区については、消火・避難活動等が円滑に行えるよう、市民の協力のもと、生活道路の幅員確保及び避難路の確保等を図ります。
- ・河川の氾濫等による水害をなくすため、親水性や景観に配慮しつつ、安全性を十分に確保する河川の整備を進めます。また、水害時の危険箇所を示す洪水ハザードマップの活用により、水害に対する備えを市民と一緒に取り組みます。
- ・市街地の周辺部等においては、傾斜地に宅地が造成された区域があります。大雨や集中豪雨等により、がけ崩れや土石流、地すべり等の土砂災害が発生するおそれがある区域もあり、災害防止の対策を行うとともに、一定の開発行為を制限するなど市街化を抑制します。また、保安林など緑地の配置を行なうことで安全性の確保を図ります。
- ・宅地や建物などの安全性を高めるため、学校や公共施設などの耐震化に重点的に取り組みとともに、一般住宅の耐震化を支援します。

(イ) 誰もが利用しやすい施設をつくります。

- ・施設の整備にあたっては、市民の誰もが利用しやすいよう、公的な建築物をはじめ民間の建築物、道路や公園などの施設において、バリアフリーやユニバーサルデザインに対する取り組みを進めます。
- ・公園など人が集まる施設は、地域の様々な活動に利用されコミュニティ形成の場としての役割も担っています。このため、今後もその整備にあたっては、位置や機能に対し地域住民の意見を反映させるとともに、生活スタイルの変化やニーズに対応した施設とします。
- ・冬季における生活環境を確保するため、道路や歩道における除雪などに努め、雪による渋滞や交通障害が起きないよう、住民や町内会等、商店街の組合や地区的事業者と協働しながら、安心して住み続けられるまちづくりを推進します。

(ウ) 犯罪が起らない明るく暮らせる環境をつくります。

- ・道路や公園などの公共施設において暗さや見通しの悪さを解消し、子供や高齢者が安心して利用できる施設づくりを進めます。
- ・今後も身近な公園や空き地などの管理を市民協働により行い、明るく美しい環境づくりを図ります。

(エ) エネルギーの効率的な利用や環境の保全に努めます。

- ・都市の施設においては、例えば、盛岡駅西口地区のように、地域全体で基盤整備に合わせ下水道から発生する熱の利用や、地下水の利用による融雪やソーラーエネルギーによる標識整備などの取り組みが行われています。今後もこのように、まちづくりに合わせ、地域全体でエネルギーを効率的に利用し省エネルギーに資するような取り組みを進めます。

- ・市民、事業者、行政の三者が協働して、廃棄物発生の抑制と適正な処理を行い、また限りある資源の循環的利用の推進や省エネルギーへの積極的な取り組みを行うほか、木質バイオマスや太陽光など再生可能なエネルギーの利用を促進し、環境への負荷の低減に努め、持続可能な低炭素型都市の構築を目指し、地球環境の保全を図ることとします。

2. 市民協働によるまちづくり

1) 市民協働のまちづくりの考え方

(1) 行政と市民がお互いに支え合う

まちづくりは行政、市民というお互いの立場と役割を踏まえ、それぞれが支え合いかながら、まちづくりを進めていく必要があります。

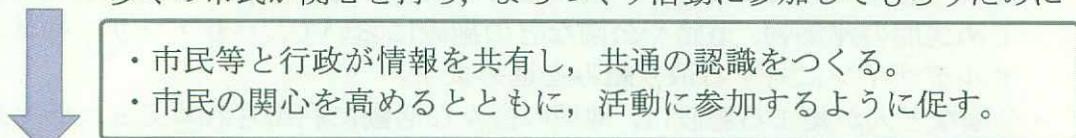
(2) コミュニティを大切にし、連携を強めていく

地域社会では、様々な主体が互いに関わりあいながらコミュニティが形成されています。本計画では、これらの主体が相互に連携を図り、コミュニティを育て、さらに連携を強化しながら、市民協働のまちづくりを進めていくことが大切であると考えます。

2) 市民協働によるまちづくりの方針

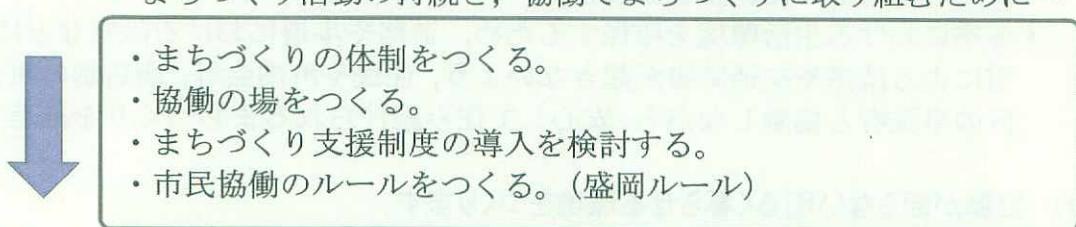
第1段階：情報の共有化とまちづくりへの市民参加

～多くの市民が関心を持ち、まちづくり活動に参加してもらうために～



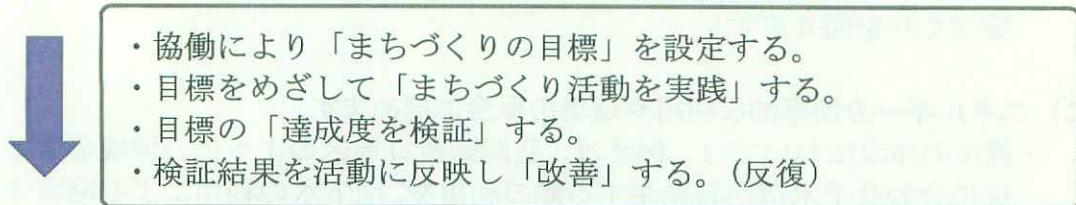
第2段階：まちづくりの体制と協働のルールづくり

～まちづくり活動の持続と、協働でまちづくりに取り組むために～



第3段階：まちづくりの目標設定と検証、さらなる改善へ

～まちづくり活動をより良く進めるために～



市民協働のまちづくりの推進

3) まちづくり活動の実践

「自分たちの住む地域は自分たちの手で」といった、市民が主体となったまちづくり活動が複数の町内会等において行なわれており、活動を通じて住みよい住環境と地域のコミュニティの向上が図られてきています。

また本市では、市民による自主的なまちづくりを支援しています。

実践の紹介 1 つなぎ町内会

■つなぎ町内会の紹介

- ・地区では、観光客の減少や少子高齢化などで地区の活力が低下し、また、施設の閉鎖や大規模な改修によりまちの風景が大きく変わるという課題が生じてきました。
- ・都市計画マスタープランのワークショップを契機に关心が高まり、まちづくり活動が始まりました。

■取組の具体例紹介

- ・アンケート調査と景観点検、先進地の視察や勉強会を開催したほか、木製ラティスによる修景活動を実施しました。

■活動の成果

- ・「つなぎ景観色カラーチャート」を定め、小学校校舎や老人ホームの色彩に地域の意見として採用されました。

実践の紹介 2 魅力ある太田つくり協議会

■魅力ある太田つくり協議会の紹介

- ・地区では、地域農業の衰退や少子高齢化の進行などの問題が発生してきました。
- ・将来の地区のあり方を検討するため、平成19年に組織が発足し活動が行われています。

■取組の具体例紹介

- ・地域のお宝探しウォーキングの実施、イベントの開催、地域マップ「太田の里・まるごとマップ」の作成及び志波城まつりでの配布を行ないました。

■活動の成果

- ・住民参加によるまちづくりへの意識が向上しました。

実践の紹介 3 永井地区まちづくりの会

■まちづくりの会の紹介

- ・近年の宅地化で人口が急増し、自治会のあり方や交通問題などが課題とされます。
- ・都市計画マスタープランのワークショップを契機に組織が発足し活動が行われています。

■取組の具体例紹介

- ・住民アンケートの実施、お宝・課題問題発見ウォーキングの実施、公共用地への放置車両の撤去指導、農業用水路の管理活動及びまちづくり情報紙の発行と地区の全世帯への配布を行ないました。

■活動の成果

- ・住民が自らすぐに取り組めるアイデアが多数出されるようになりました。
- ・自治会が共同で解決していくこうという機運が盛り上がってきています。

第4章 地域別構想

1. 地域別構想の構成

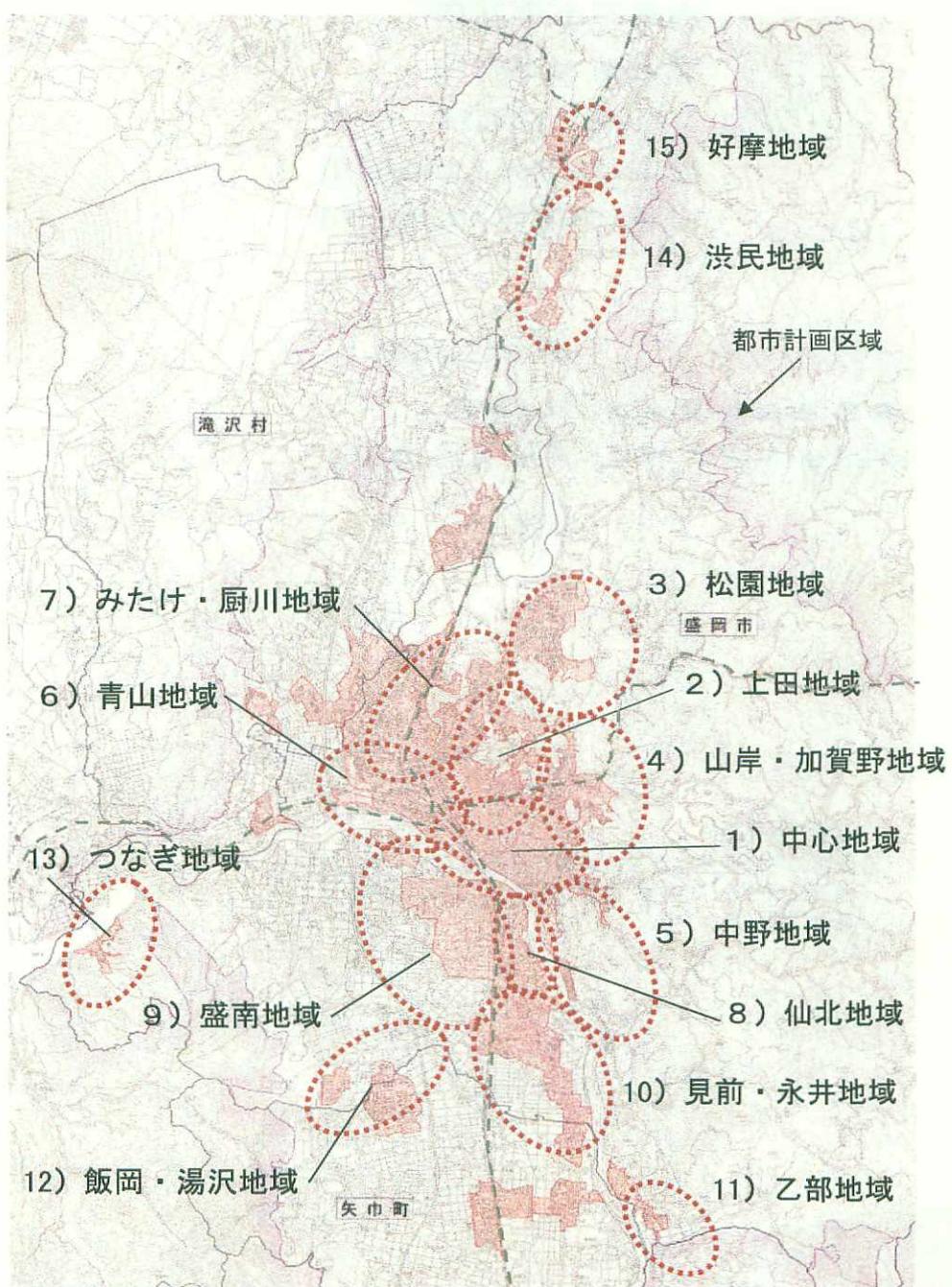
1) 地域別構想の内容

- 本市のまちづくりの基本的な考え方である全体構想を踏まえています。
- 地域別構想は、当初計画の策定後に行なった地域別のワークショップの参加者の意見をもとに充実させたほか、また見直しにあわせた全体構想への反映と一部の修正を行なっています。

2) 地域区分

地域区分は、コミュニティや土地利用等を考慮して、15地域としました。

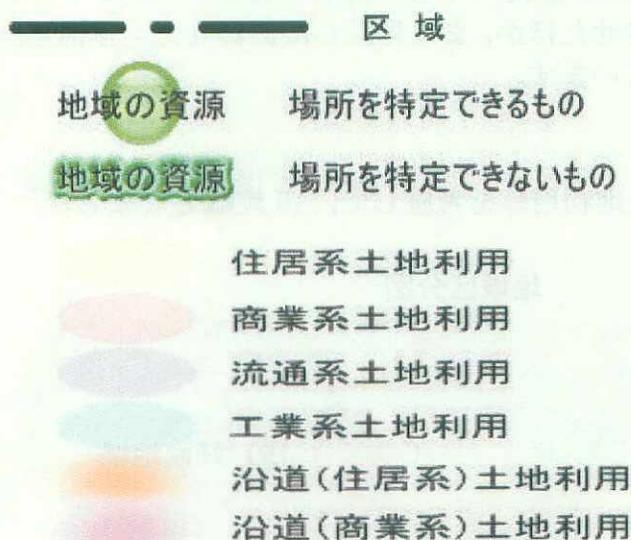
地域区分図



3) まちづくりの方針マップの見方

アンケート調査、ワークショップの結果や各種の方針を地図に示しました。

図の凡例



まちづくりの方針 まちづくりの方針

- ■ ■ ■ ■ ■ ■ 幹線道路
- ■ ■ ■ ■ ■ ■ 河川・水路・水辺

拠点

※幹線道路

既存の主な道路と将来道路網を踏まえて道路整備プログラムにおいて整備を予定している道路を表しました。

2. 地域別構想

1) 中心地域

おもむき 都市の趣を大切にした元気で心豊かなまちづくり ～水と歴史が育み人情と活気あふれる中心地域～

人にやさしく元気なまちづくり

都市交通の円滑化を推進するため、効率的な交通網整備や適切な交通誘導を行うとともに、公共交通や自転車の利便性の向上と利用促進により交通混雑を緩和して、バスや自転車が似合うまちづくりをめざします。また、歩行者が安心して快適に通行できる道路づくりのために、歩行空間の確保とバリアフリーやユニバーサルデザインに努めます。あわせて、商店街の活性化や観光資源を活かした道路整備などによって、歩いて楽しく元気な中心市街地をめざして、地域と一体となったまちづくりを推進して行きます。

みんなで気づき、守り育てる盛岡の景観

大切な盛岡の都市景観を守り育てて、後世に盛岡らしい景観を引き継ぐために、地域の景観形成に関するより一層の意識の醸成に努めて、岩手山眺望の確保や建築形態の規制など、まちの記憶を大切にした良好な都市景観の形成に向けた市民協働の景観づくりを行うとともに、中心市街地の活性化につながる積極的な景観の活用を図ります。

さあ始めよう！ 身近なところのまちづくり

まちなか居住の推進を図るとともに、地域の安心安全を支えるコミュニティの形成をめざして、新旧住民や世代を超えた交流を促進するため、身近な自然環境や公共施設、商店街を交流の場として充実を図り、皆が集まる環境づくりを進めます。また、来訪者にもやさしいまちづくりによって様々な交流を図りながら、この地に住まい、この地を愛する心を育む、より良いまちづくりを推進します。



2) 上田地域

歴史、緑、教育、人と街、みんなでつくろう住みよい上田

上田の魅力を活かしたまちづくり

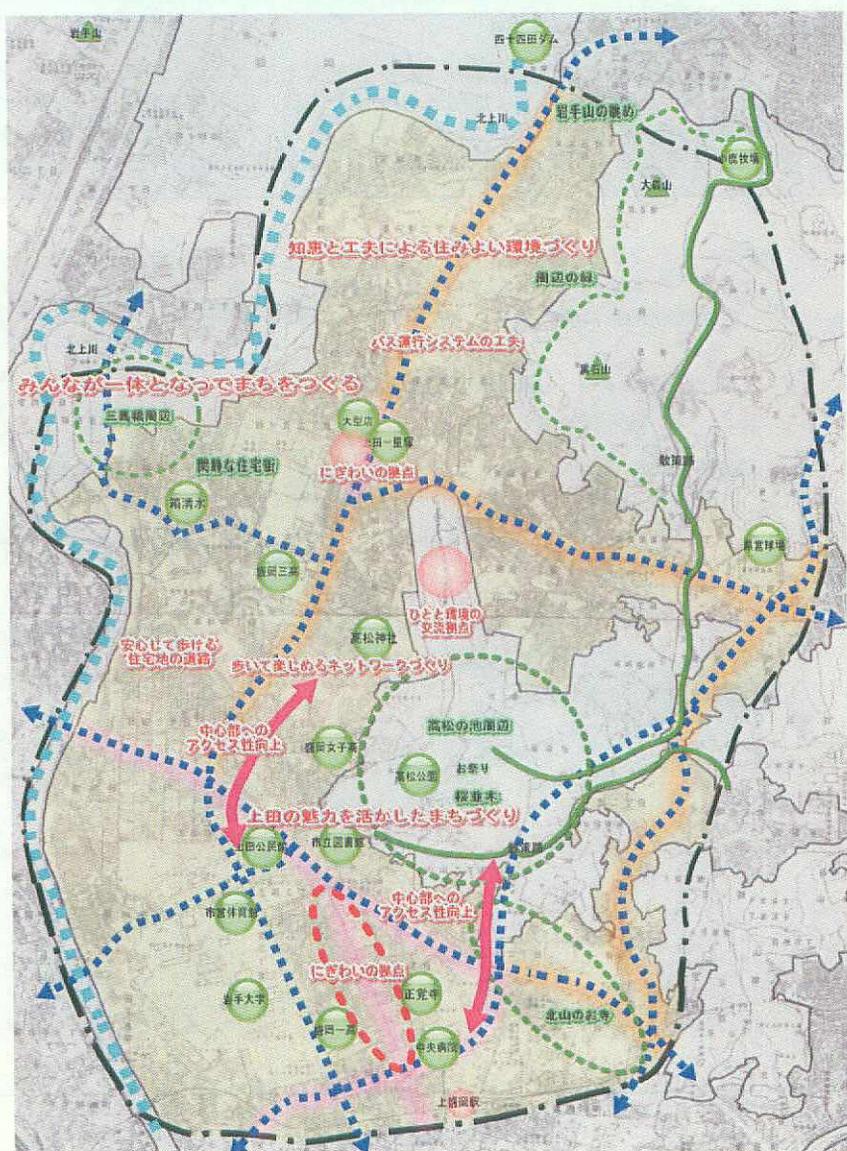
上田地域は、豊かな緑を演出する、地域のシンボルである高松公園や周辺の自然などのほか、岩手大学をはじめとする教育施設が立地する魅力あふれる地域です。この魅力を高め、活かしたまちづくりを進めるとともに、文教のまちにふさわしい文化活動・情報発信に取り組みます。

知恵と工夫をこらしながら住みよい環境をつくる

道路交通については、すべての人が安心して暮らせるよう、ユニバーサルデザインを基本とした幹線道路と生活道路の整備を進めるとともに、バスや鉄道はみんなが利用しやすいような工夫と活用により、中心部へのアクセス性や渋滞解消を図ります。また、住宅地と中心部を歩いて結ぶ裏道コースや、緑と歴史的資源を結び、地域の魅力を再発見できるような道のネットワークづくりを図ります。

活動の和を広げ、みんなが一体となってまちをつくる

住民と行政の役割分担と協力のもと、地域が一体となったまちづくりを進めます。地域に暮らす住民や学生みんながまちを歩き、地域への思いを共有するなど、できることから取り組みます。



3) 松園地域

ふれあいと支え合いのコミュニティある快適なまち

子供たちの声が聞こえ高齢者にやさしいまちの形成

高齢化の進行が予測され、若い人たちが居住し、子供たちで賑わうまちづくりを進め、これまで培われた強いコミュニティを基礎に、ボランタリズムの精神でお互いが支えあい、子供たちや高齢者にやさしいまちづくりをめざします。

日常の暮らしに便利で快適な住宅地の形成

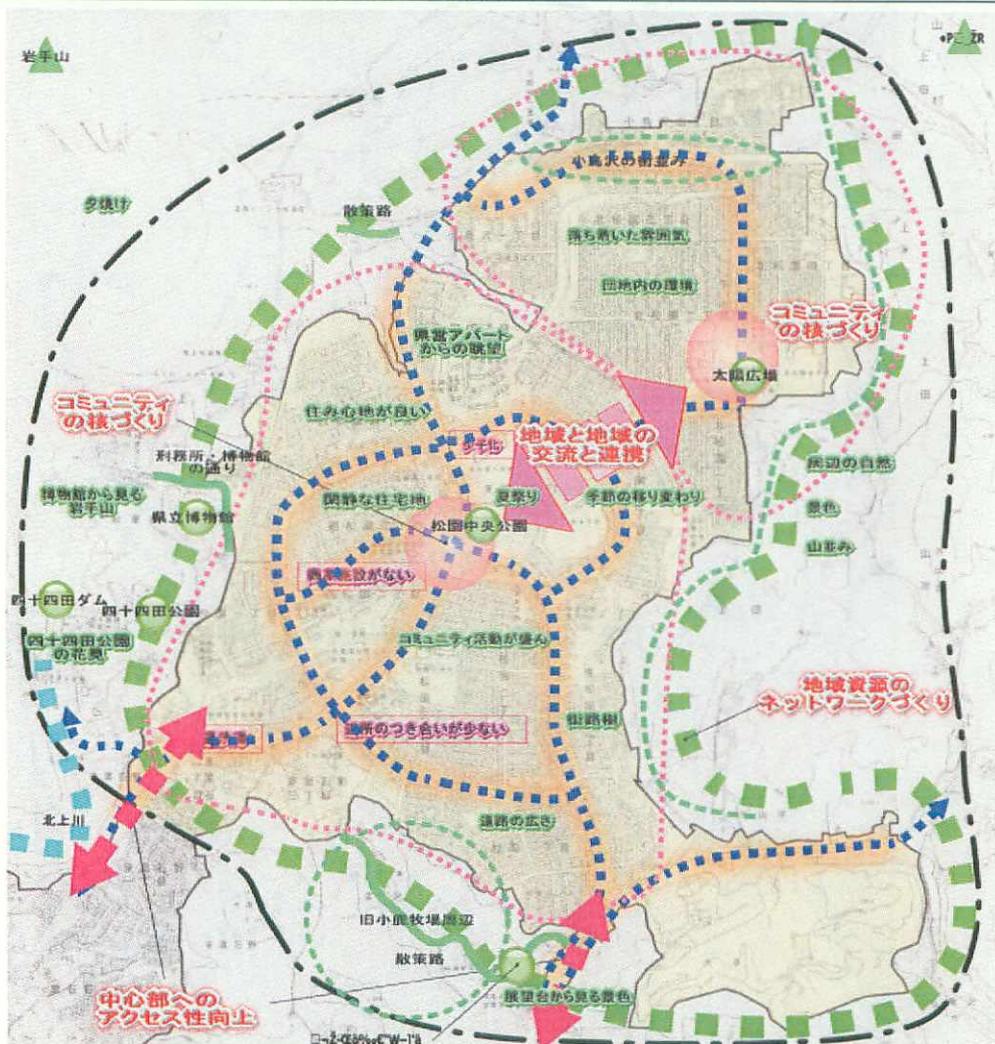
生活様式の変化などを踏まえ、ふれあいの場や、商業施設の配置、また住宅地における二世帯住宅について検討を進めています。

通勤通学や買い物などを中心にバスの利用促進を図り、このための道路整備や現在進めているゾーンバスシステムの改善など、バスの利便性の向上を図ります。

自然と共生した美しい景観をもつまちの形成

これからも地域整備にあたっては、地域内の景観のみならず、地域から見渡せる景観を大切にし、自然と共に生した住宅地としての環境を整えていきます。

また、宅地の細分化や建て替えによる景観の変化も予想されることから、まちづくりのルール等により、地域の景観を守ることについても地域の方々と検討していきます。



4) 山岸・加賀野地域

みんなでつくろう！自然に親しみ、人とふれあう、歩いて楽しいまち

中津川やみどりの丘に抱かれた美しいまちづくり

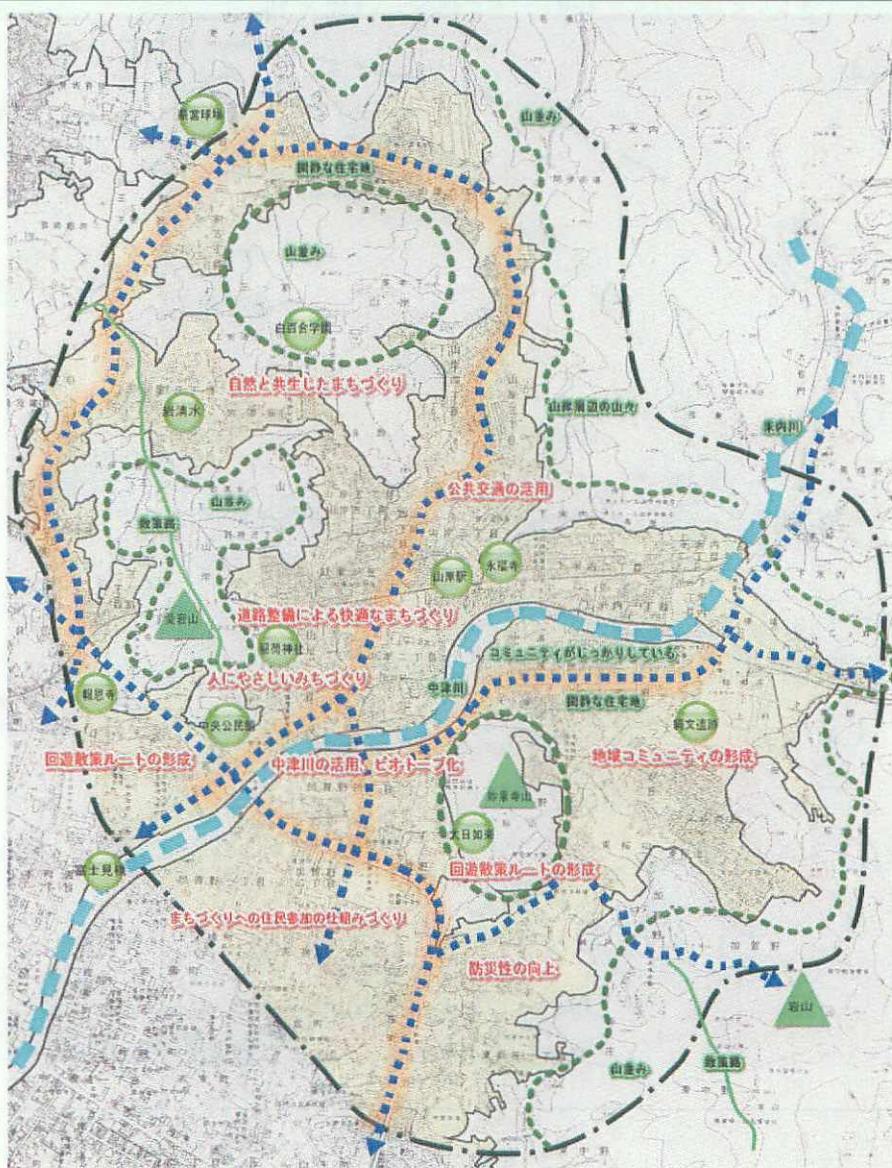
地域の人々に深く愛されている美しい水辺の中津川、豊かな自然の愛宕山、妙泉寺山など周囲のみどりの丘。この季節感豊かな美しい自然を地域の資源・シンボルとして大切に守り続けるとともに、安全に川遊びを楽しめるような環境づくりなど、自然とのふれあいの場を整備します。また、これらと、歴史的遺産である古くからの寺社などの地域の魅力をつなぐ回遊散策ルートづくりを進めます。

人にやさしい道づくりと暮らしを支えるまちづくり

バスや車を安全でスムーズに通すことができるよう、幹線道路の計画的な整備を進めるとともに、住宅地内の道路の利用方法の工夫や歩道などのバリアフリー化を図り、みんなが楽しく歩ける人にやさしいゆとりのある道づくりを進めます。また、身近な場所へ生活利便施設が立地できるようにすることや住宅地のみどりを育てるルールづくりなど、良好な景観を守りながら暮らしやすい環境づくりを進めます。

子どもからお年寄りまでみんなの心が通いあうまちづくり

誰もが参加できる地域内でのイベントや世代間交流を通してコミュニティの絆を深めるとともに、より良いまちづくりをみんなで考え実践していく仕組みづくりを図ります。また、人々がふれあえる公民館などのコミュニティ施設の有効活用などについて取り組みを進めていきます。



5) 中野地域

恵まれた自然を愛する、癒しと福祉の里づくり

豊かな自然景観を地域のシンボルとした癒しの里づくり

身近な山々に通じる自然散策路の整備を進め、より自然に親しむことができるような地域資源の活用を図ります。また、築川や川目白滝の美しい清流を保全し、農業と住環境の調和を図りながら、緑の山並みと清流に抱かれたまちを維持する“癒しの里づくり”をめざします。

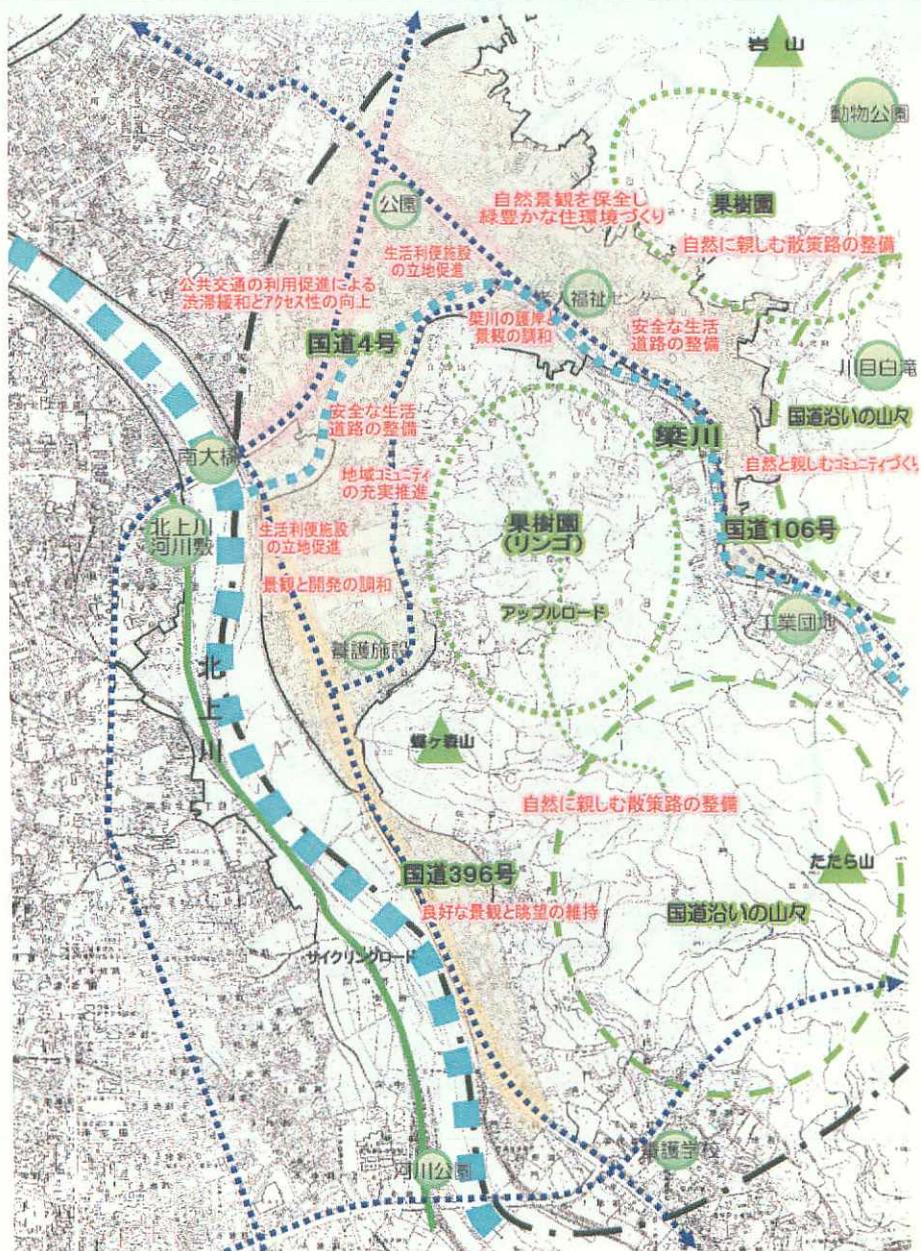
安心安全で快適な生活環境をめざすまちづくり

地区生活道路の円滑な交通と、安全な歩行空間の確保を図るとともに、生活環境整備に取組みます。また、バスの利便性の向上により中心地域へのアクセス性を高め、幹線道路の渋滞緩和に努めます。

更に、地域の活性化と自然環境の保全と調和を図り、生活利便施設の立地促進と優れた景観の維持により、恵まれた自然と共生する安心安全な快適生活ゾーンの実現をめざします。

住民のふれあいを大切にする福祉の里づくり

地区行事への積極的な参加の呼び掛けや、地域内に多く立地する福祉施設と地域の方々が連携した活動を行うことにより、健常な老人と元気な子供が交えた三世代で築くまちとして、住民のふれあいを大切にした人情豊かな“福祉の里づくり”をめざします。



6) 青山地域

ふるさとの懐かしさが感じられる賑わいのあるまちづくり

次の世代につなぎたい快適な住環境づくり

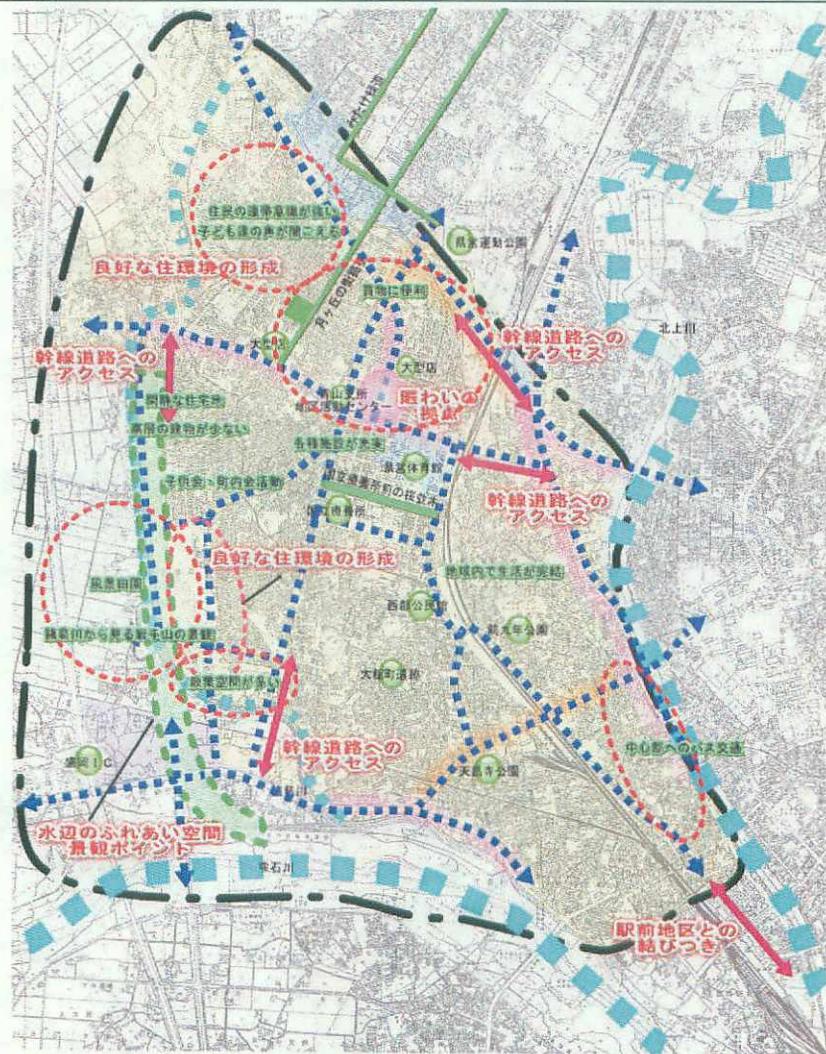
大切な資源である公園や街路樹の緑をみんなで守り育てるとともに、建物高さを岩手山のながめに配慮するなど住環境を意識し、次の世代にも住みよい、ふるさとを感じられるまちづくりを進めます。また、防犯・防災の意識を高め安全なまちづくりを目指すとともに、住宅地における閑静な住環境を維持しながら身近な店舗の立地が図られるような、より便利なまちづくりをめざします。

活気とふれあいのあるコミュニティづくり

地元商店街を明るい挨拶や会話のあるふれあいの空間としてみんなで盛り上げ、大型店と商店街の共存を図りながら、にぎわいの核として地域全体の活性化を図っていきます。さらに活動センターなどの公共施設を世代間や地域間の交流を生む場として活用を図り、イベントなどを通して、自主的な住民活動によりにぎわいとふれあいのあるまちづくりを進めます。

安全安心で使いやすい交通施設の充実

青山と市街地を結ぶ幹線道路の整備、住宅地の狭い道路の解消やバリアフリー化など地域と行政の協力により整備を進めるとともに、一方通行の活用など既存施設の工夫を図ります。また、高齢者を含めたみんなが使いやすいパスクルートや駅に対する取組み、住宅地の騒音対策など総合的にみんなで話し合いながら、安全安心な交通の整備を目指します。



守ろう緑と景観、交流・協力・活用の輪でつくるまちづくり

豊かな自然とみんなで守る景観、安心・安全なまちづくり

地域を取り囲む豊かな自然を地域住民・関係者と連携しながら保全を図るとともに、地域内の緑道整備促進により、緑のネットワーク形成をめざします。

また、みんなが安心して暮らせるよう、助け合いの活動を広げるとともに老人福祉施設や医療体制の充実をめざし、安全なまちづくりを進めるため、河川の改修や防災拠点施設の整備を促進します。

商・工・住バランスのとれたまちづくりと交通ネットワークの形成

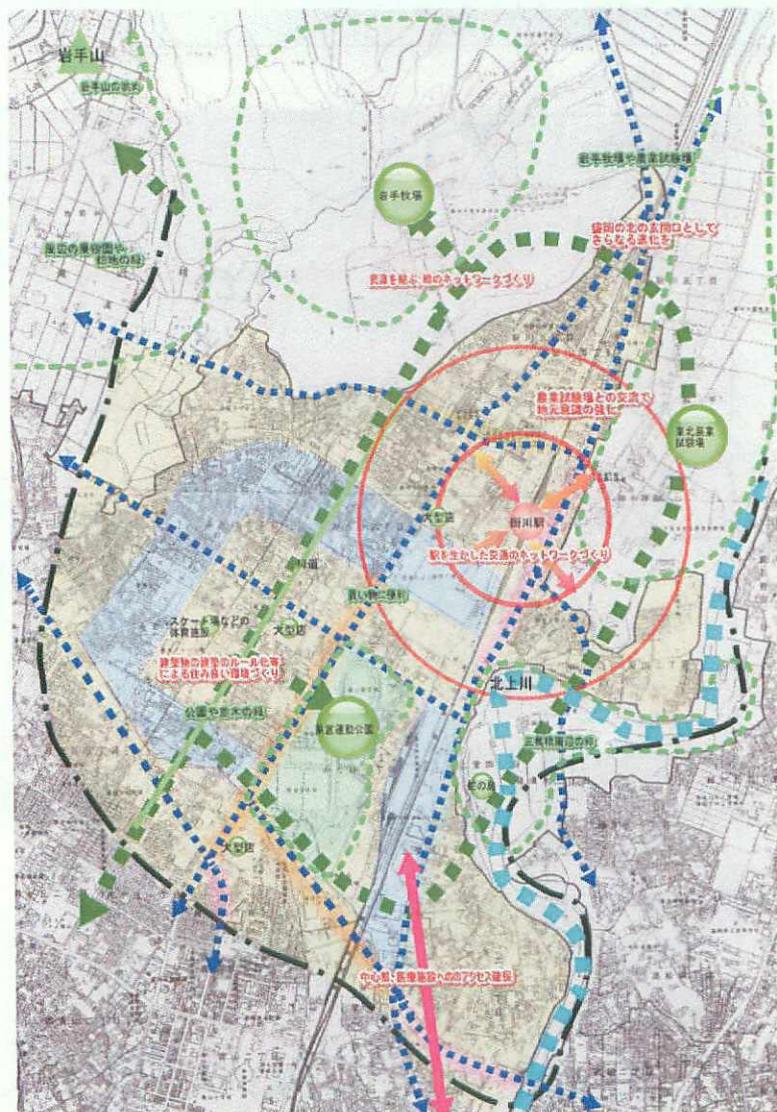
みたけの工業地域については、活発な産業活動と快適な住民生活が共存できるよう、地域の中での話し合いをもとに、バランスのとれたまちづくりをめざします。

道路については、幹線道路へのアクセス性を高める整備を進め、公共交通については、鉄道利用促進のため東西の連絡や電車とバスの連携、ゾーンバスの工夫により交通ネットワークの形成を図ります。

地域の交流・協力でつくる地域連携の輪の形成

みたけ・厨川の両地域の課題を解決するために、みんなで協力し取り組む人の輪が必要です。

既存施設の活用や機能の充実による、地域活動の拠点整備を進め、地域活動の活性化や、より多くの人々の参加を促進し、地域連携の輪を形成します。



8) 仙北地域

仙北気質の交流・支え合いで高める地域の力 安全・安心の水辺のまち仙北

歴史と伝統でつくるまちづくり

「仙北気質」と言われる地域の強い繋がりを生み出してきた地域の歴史を再認識しながら、古い建物や行事等の歴史と伝統をまちづくりに活かすようにみんなで取り組んでいきます。

北上川の水辺と岩手山の景観でつくるまちづくり

北上川は地域の人々の憩いの場として活用され、また、明治橋からの北上川・岩手山は盛岡市として誇れる景観のひとつとなっています。

北上川の桜並木、遊歩道、河川公園等の充実を図り、地域の宝を活用したまちづくりを進めます。

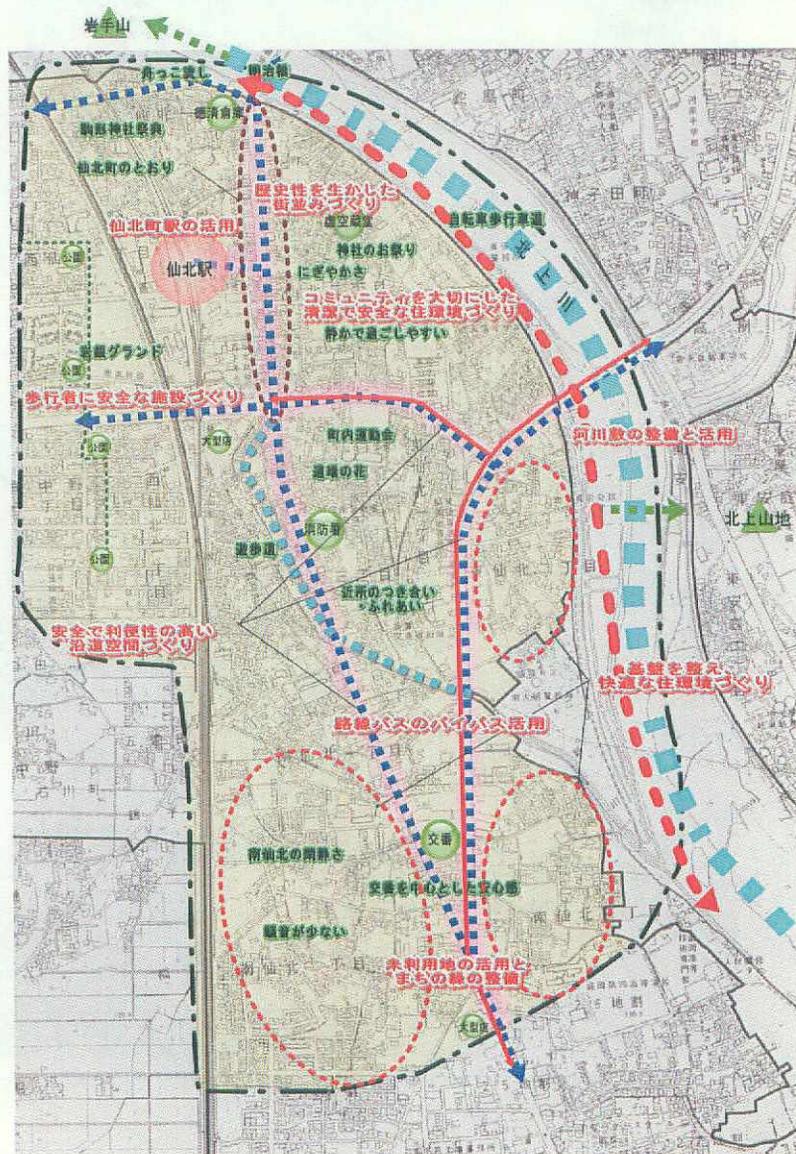
交流ふれあいによる商店街活性化と安全なまちづくり

身近な買い物の場として親しまれる店づくりや、街路樹、花等による魅力ある商店街づくりなど、地域主導による活性化を促進するとともに、優位な交通条件を活かした新しいまちづくりを進めます。

道路については自動車交通の円滑化や公共交通の利便性向上と併せ、歩行者等の安心空間に配慮し、整備にあたっては、地域住民の方々の考え方方が反映できるように努め、取り組んでいきます。

福祉で安心なまちづくり

古くから住む人々と地域に移り住んだ人の交流を深め、地域の団結力をもとに、みんなで知り、支え合いの輪を広め、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。



9) 盛南地域

盛岡の新都市にふさわしいゆとりと うるおいのある魅力的なまち

新たな活力を生み出す新都心の形成

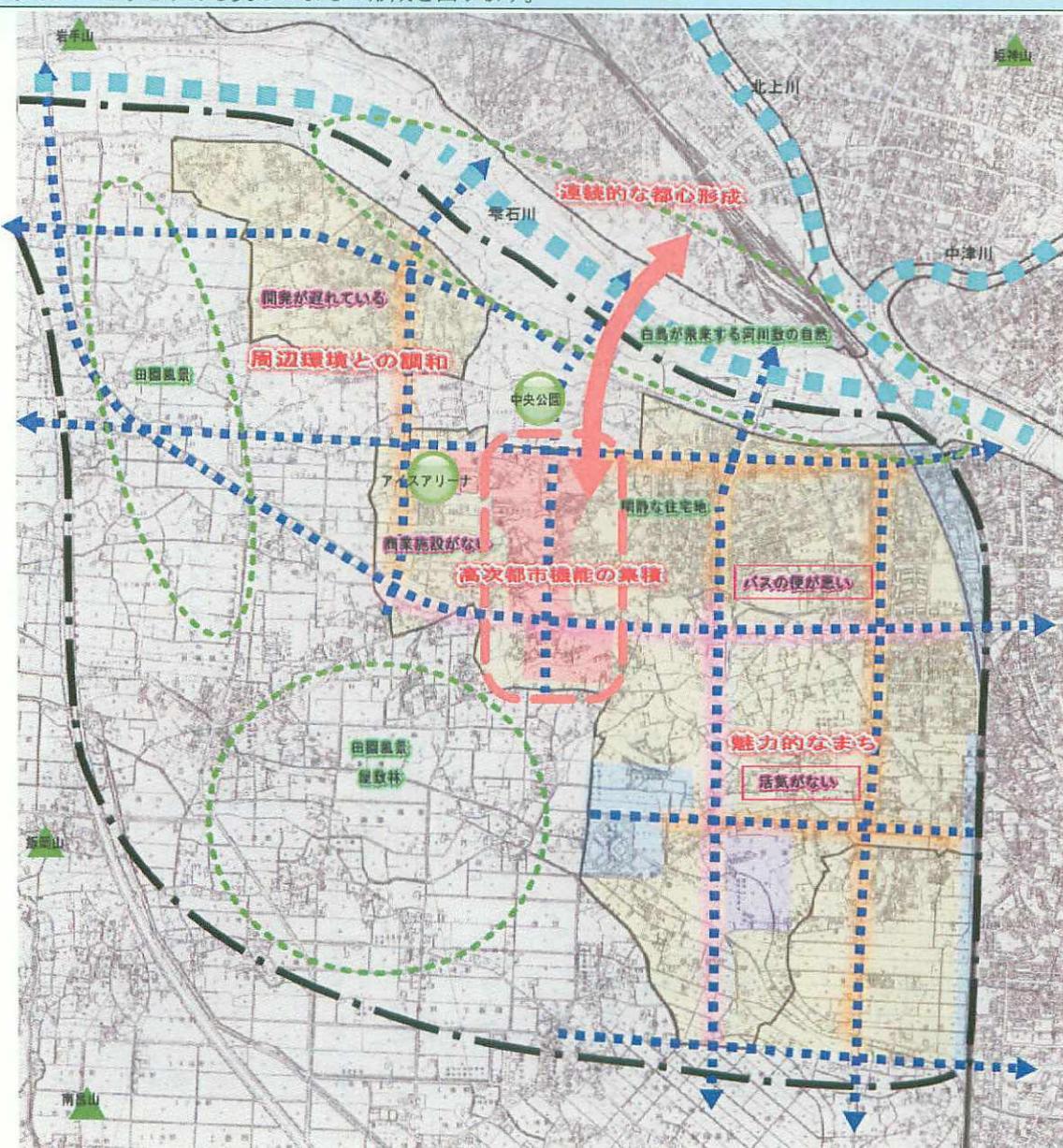
盛南地域は新たな市街地の整備を行っている地域で、地域の中心部において中心市街地と盛岡駅西口地区とともにそれぞれの地域特性を活かした都市機能の分担を図り、連続的な都心を形成し、また高次の都市機能集積を進めることで、本市の新たな活力を生み出す新都心を形成します。

ゆとりある魅力的なまちづくり

都心機能に加え、住宅地、研究機関の立地を図り、自動車交通の利便性を高めるまちづくりをめざします。このため、落ち着いた住宅地や利便性の高い商業業務地の形成を図り、道路や公園などの整備を計画的に進め魅力的な市街地の形成を図ります。

緑あふれる周辺の山並みと調和したうるおいのあるまちづくり

本地域から眺望できる岩手山や河川、田園風景などの周辺環境と、新しく形成されるまちなみを調和させ、うるおいとゆとりある美しいまちの形成を図ります。



10) 見前・永井地域

静けさと活気、癒しと安らぎの中で 新しいコミュニティを形成していくまち

地域の拠点、賑わいの中心整備による見前地域の活気づくり

岩手飯岡駅のシンボル性を高め賑わいの核となるよう、駅前整備と周辺の商業性を高めていきます。

盛岡中央卸売市場跡地は、地域の方々とも意見交換しながら活用方向を検討していきます。

市中心街地との結びつきを充実させるため、新たなバスの運行システムの導入などにより、岩手飯岡駅の利用促進や地域内のバス利便性の向上等を図ります。

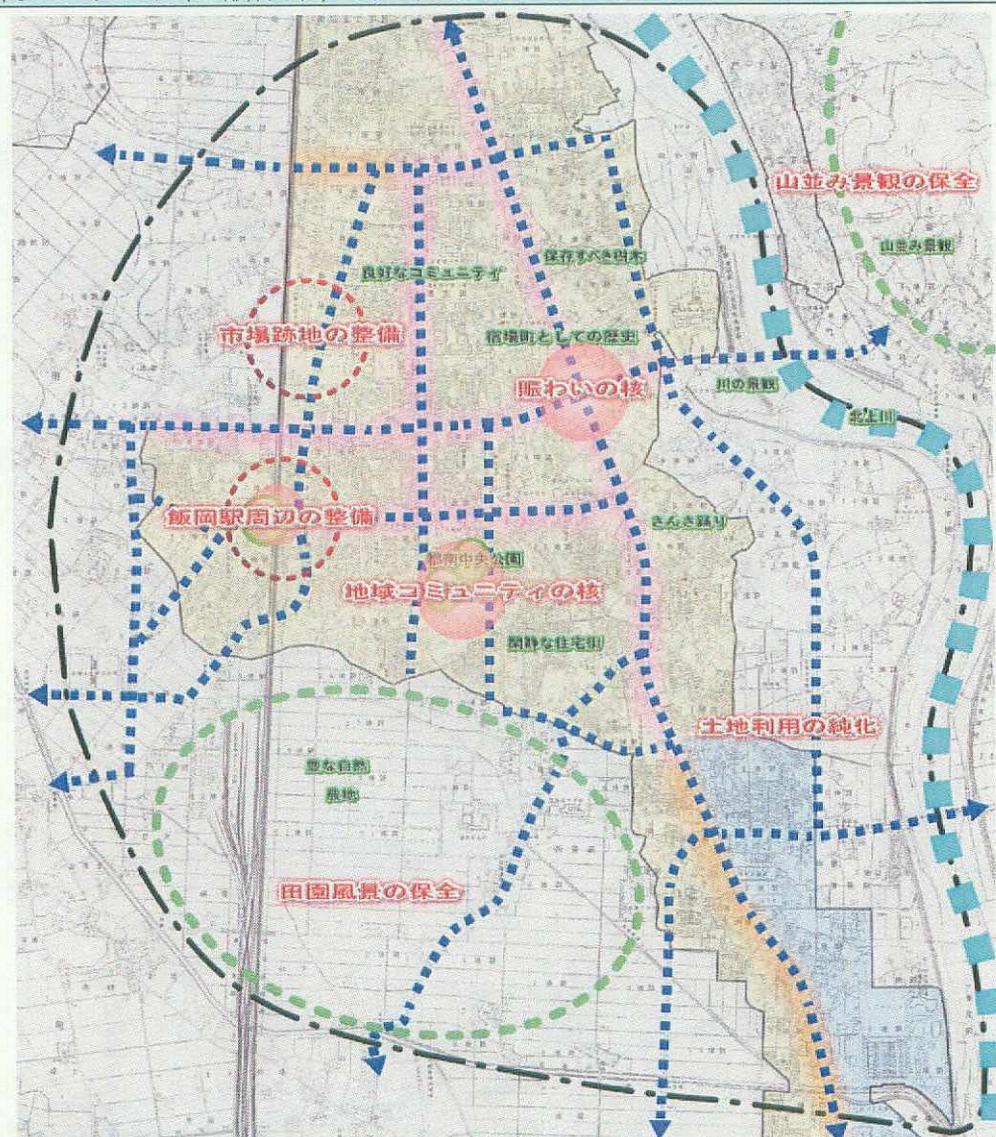
静けさと安らぎにつつまれた住みよい環境の創出

田園風景や周辺の山並みなどの自然環境や神社などの歴史的な資産を活かし、癒しと安らぎのなかの快適な住宅地の形成をめざします。

用途の混在が見られる地区においては用途の純化を図り、良好な住宅地の形成を図ります。

活気と安らぎを支える新しいコミュニティの形成

高齢者が安全で安心して行動できるよう施設の整備を進めながら、地域の人々のふれあいと積極的な活動による新しいコミュニティが形成され、それに支えられるまちづくりをめざします。



11) 乙部地域

自然と生活の豊かさが調和したやすらぎの郷

自然環境と利便性が調和したまちづくり

より豊かな生活環境をつくるため、道路などの公共施設の充実を図るとともに、バス交通の運行を工夫してみんなが活用できるよう利便性の向上を図ります。

また、ふるさとの自然が息づくやすらぎのある郷をめざし、色々な生き物が育つ環境を守るとともに、周辺の自然環境と調和したまちづくりを図ります。

周辺地域の核となるまちづくり

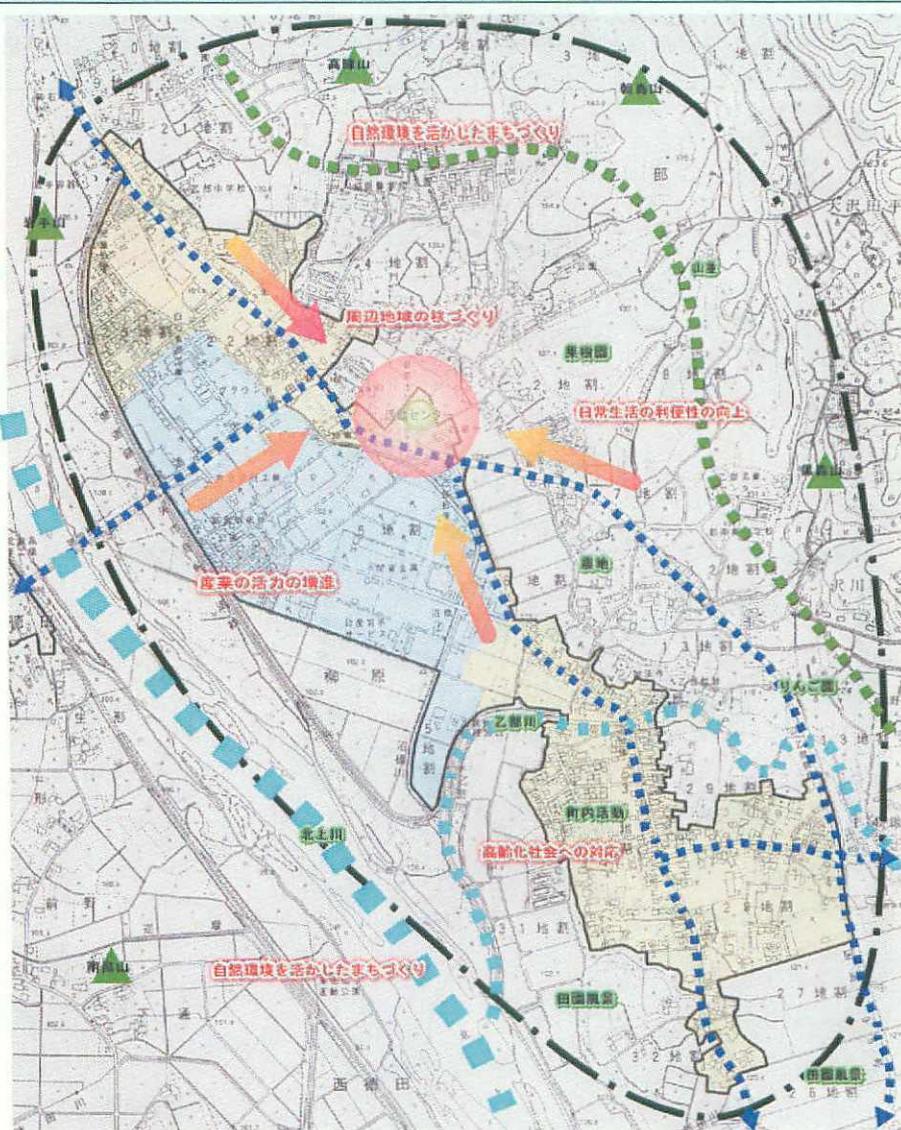
手代森、黒川、乙部及び大ヶ生など周辺地区の中心として、各地区との交流連携を深め、既存の施設を活用しながら、地域の核としてまちづくりを進めます。

また、郷土の歴史資源や自然環境を再発見し、活かした地域めぐりのルート形成を図ります。

コミュニティを育て安心して暮らせるまちづくり

農業地帯の清算環境を保全しながら、商工業や住宅地として調和のとれた土地利用をめざします。

また、地域特産のりんご活かした祭や自治活動を活発に行い、コミュニティの醸成を図り、さらに、高齢者に配慮した施設整備を進め、安心して暮らせる居住環境をつくります。



12) 飯岡・湯沢地域

広がる田園・交流の輪・活気ある流通業務 みんな元気で楽しく暮らせるまち

緑豊かな自然と田園地域の良さを生かしたまちづくり

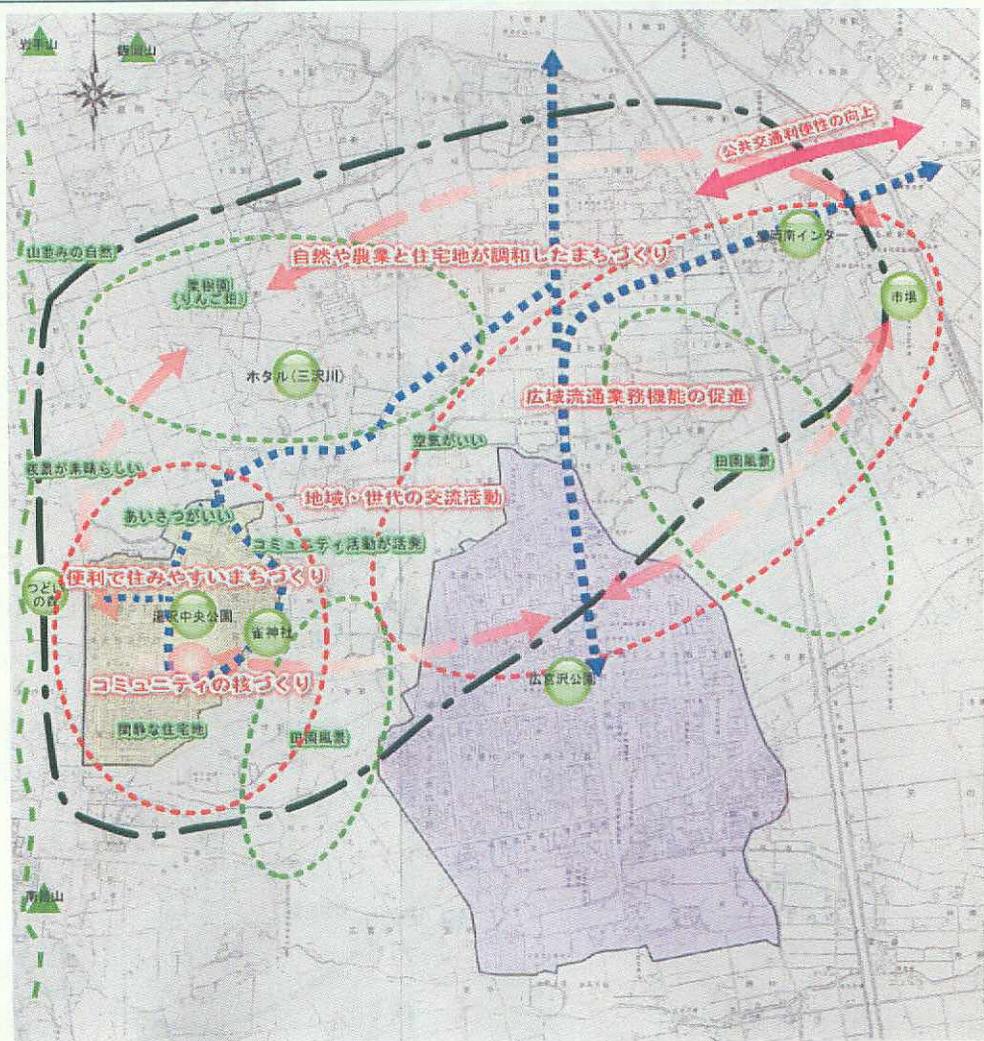
飯岡・湯沢地域は、周辺を豊かな里山の緑と田園、果樹園などの広がる風景に囲まれ、これらの緑に守られるように閑静な湯沢団地と広域的な流通拠点である流通センターなどが立地しています。この豊かな自然と屋敷林やホタルの里などのなつかしい環境を守り育て、田園地域としての良さを活かしながら、住宅地や流通業務機能と調和したまちづくりをめざします。

住民が安心して暮らせる便利で快適なまちづくり

湯沢団地では、道路の改修、防犯灯の設置などによる安全性の向上や公園の活用方法の検討などにより、安心して暮らせるまちづくりを進めます。田園地域では田園風景に調和した道路や河川の整備を進めます。また、高校生や高齢者などの利用者の視点も踏まえた、バス交通の利便性向上や公共施設・日常サービス施設の立地や活用などについてみんなで考えていきます。

連携と交流の輪をひろげるみんなのまちづくり

湯沢団地、団地周辺の田園地域、流通センターの各地域間や世代間の連携を強め、地域全体の活気と潤いのあるまちづくりをめざし、みんなが故郷に対する誇りと愛着を深めていくよう、交流の輪をひろげていきます。また、これらの活動拠点となる施設づくりをめざすとともに、地域間を結ぶ道路整備等について検討していきます。



18) つなぎ地域

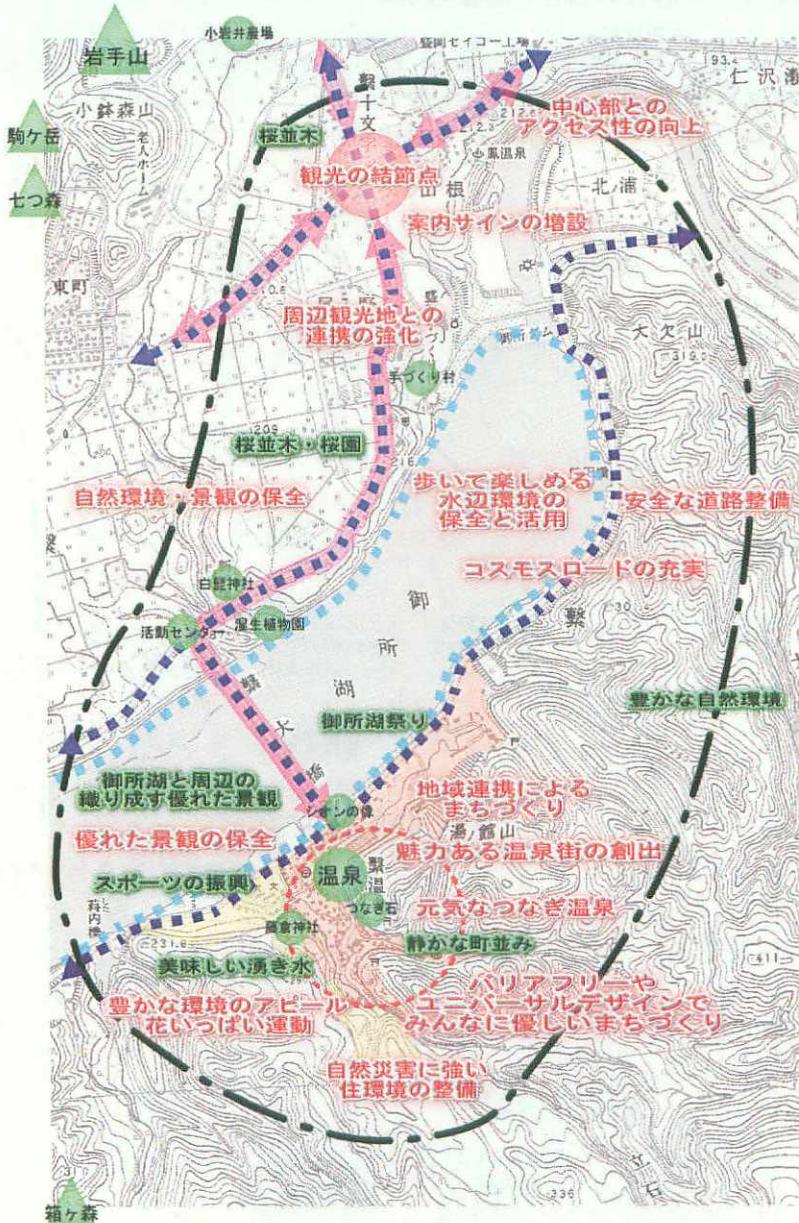
湯・湖・花・みどり・スポーツ みんなでつなぐ温かなまち

温かい湯のまちの活性化

本地域へのアクセス性を高め、小岩井農場や手づくり村などの周辺施設との連携を推進することにより、更なる魅力的な観光地の形成を図るとともに、豊かな自然環境の保全と積極的な活用による観光施設の整備を進め、地域資源を活かした新たな特色づくりによって、地域が一体となった元気で魅力ある温泉街の創出をめざします。

みんなにやさしい温かいまち

危険と感じる道路の解消や、急傾斜地対策により自然災害に強いまちづくりをめざします。また観光客や地域住民の高齢化を踏まえ、すべての人にやさしく、ゆっくりと地域を歩き楽しめるまちづくりをめざし、バリアフリー やユニバーサルデザインに努めます。更に、活力ある地域の創出をめざして、地域が一体となって行うまちづくり活動により、地域資源を活用した「癒しの地」のブランド形成を図り、この地域全体が潤い、そしてこの地に住まうことの豊かさをすべての人が享受できるまちづくりをめざします。



詩情あふれる自然と詩人・歌人のつどう啄木の故郷

啄木の故郷として地域資産を活かした詩歌と観光のまちづくり

啄木記念館やゆかりの史跡、豊かな自然や美しい景観といった地域資産をつなぐことにより、魅力ある観光地の形成を図るとともに、観光施設の整備やボランティア観光ガイドなど、地域が一体となった魅力ある啄木の故郷の創出をめざします。

また、新駅や道の駅を整備することにより、市街地と有機的に結ぶ東西アクセスの軸を確保し、地域の利便性の向上と観光拠点としての魅力を高めていきます。

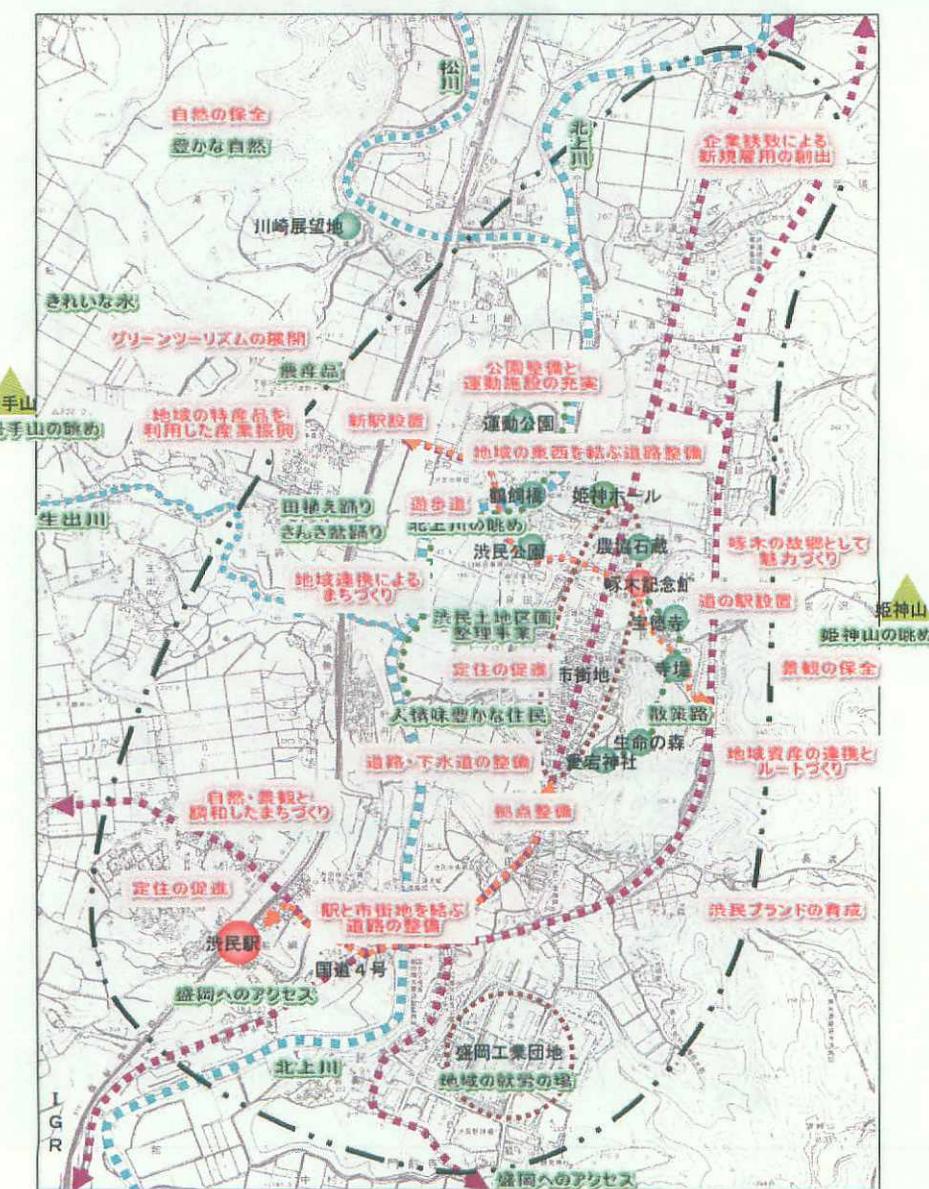
豊かな自然と地域の特性を活かした人々が集うまちづくり

渋民の自然を活かしたグリーンツーリズムの展開や、農產品を活用した特產品開発による「渋民」の地域ブランドの育成や、道の駅や産直施設等による地産地消の推進より産業振興を図ります。

また、工業集積地としての特性を活かした新たな雇用の創出や、住宅地の整備を充実させ勤労者世帯の定住の促進を図るとともに、自然や景観と調和したまちづくりを図ります。

誰にでも優しく、安心して暮らせるまちづくり

地域の活性化と生活利便性を向上するため、周辺の山並み眺望などの景観に配慮しながら、適切な商業地の形成に努めるとともに公共施設の充実を図り、さらには伝統芸能の継承や、世代間交流を通じた人々のふれあいにより地域コミュニティの活性化を図り、結いのまちづくりをめざします。



懐かしくも新しい独自の生活文化の薫るまち好摩

好摩駅を中心とした商店街地区の利便性の向上と、地場産品の活用による にぎわいあるまちづくり

優美な山並み眺望と調和の取れたまちなみを保全しながら、活性化と利便性を高めるため、駅・商店街周辺における道路整備、駐車場確保、駅東西の連絡通路の整備や駅舎の利活用を促進します。

また、特産品や郷土料理を活用したイベント等の開催、地域と駅・商店街が一体となった活気溢れる賑わいの拠点としてのまちづくりを進めます。

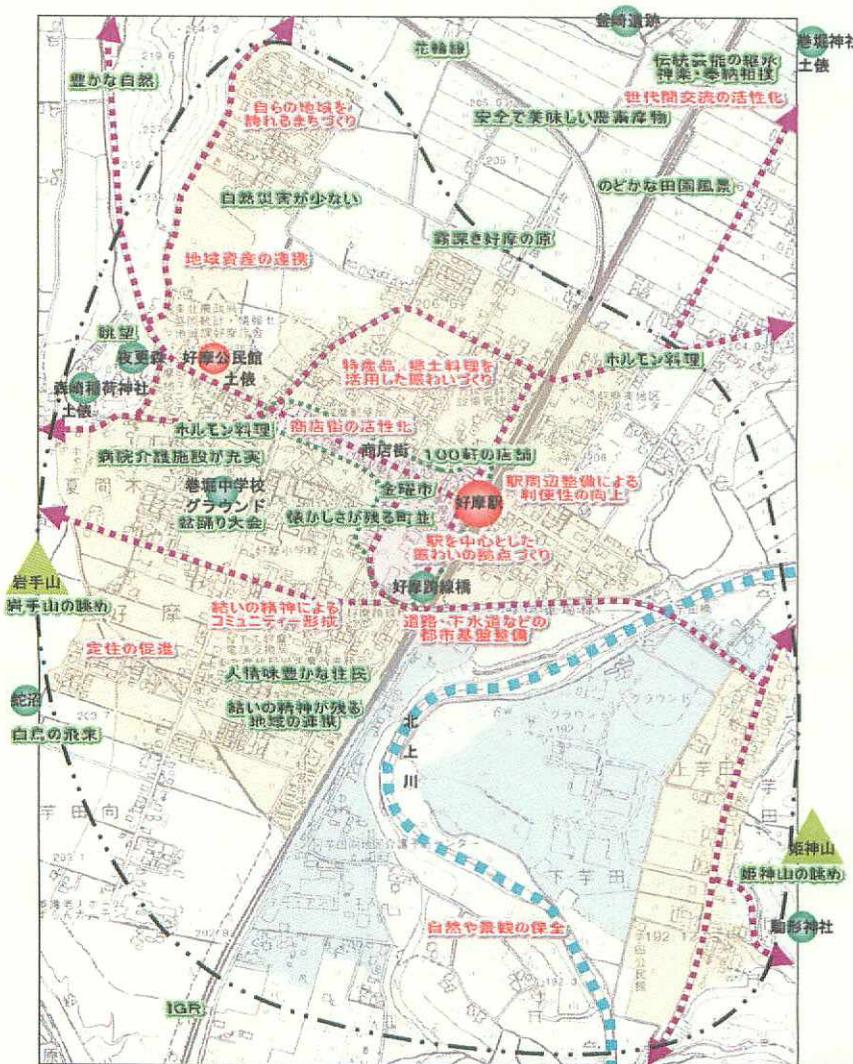
地域資産を連携し、身近な自然や景観の保全による誇れるまちづくり

好摩は、歴史と文化・伝統が息づく、美しい自然と景観に囲まれた住みやすい環境を備えており、地域の資産をつなぎ合わせることにより、魅力ある好摩を発信して交流人口を呼び込むと共に、地域の人々の大切な宝物として再認識を促します。伝統芸能や美しい景観、豊かな自然を後世に継承するため、地域の宝物である資産を保全し調和のとれたまちづくりを進めることにより、住民自身が自らの地域を誇れる魅力あるまちづくりをめざします。

世代間交流や結のコミュニティによる安心して暮らせるまちづくり

好摩は、便利で安心な地域でありながら、伝統芸能の継承を通じた世代間交流や地域間交流が盛んで、地域で子供を育てる環境や老人を守る地域の連携が形成されています。

地域をさらに便利で安心して暮らせるように、歩道や街灯、下水道などの都市基盤の整備の促進や、医療機関、福祉施設の更なる充実を図り、より良い住環境を整えることで地域の定住人口の増加に努めます。また、伝統行事などの地域活動を通じて、住民相互の助け合いによる信頼関係が保たれた、結いの精神によるコミュニティの形成を進めます。



盛岡市都市計画マスタープランの見直しについて

平成 21 年 9 月 30 日
都 市 整 備 部

1 これまでの経緯

本市の都市計画マスタープランは平成 13 年度に策定しているが、その後の社会経済情勢の変化を受け、本計画の上位となる「盛岡市総合計画基本構想」が策定されたこと、また玉山村との合併に伴い玉山村都市計画基本方針との整合を図る必要があること、さらに県においても盛岡広域都市計画区域マスタープランの見直しが行なわれており、これらへの対応を図るために、本市の都市計画やまちづくりについての総合的かつ具体的な基本方針である「盛岡市都市計画マスタープラン」を見直すこととしたところである。

なお、盛岡広域町村（矢巾町、滝沢村）及び府内関係課との事前協議並びに市都市計画審議会などへの説明は終えているものである。

2 計画（案）の概要

本計画は、まちづくりに対する基本的な考え方を明示した全体構想と、地域ごとの計画である地域別構想とで構成している。

（全体構想）

－ 1. まちづくりの基本理念等

（1）まちづくりの基本理念

心を育む、歴史と風格のあるまち盛岡の形成
～市民協働によるまちづくり～

（2）まちづくりの目標

1. 山並みと河川に育まれ、歴史が息づくまち
2. 賑わいと活力があるまち
3. 個性ある都市の芸術文化が薫るまち
4. 人と環境にやさしい機能的なまち

（3）まちづくりの基本方針

1. 豊かな自然を守り伝えるまちづくり
2. 歴史と風土を活かした盛岡らしいまちづくり
3. 賑わいと活力がある市街地づくり
4. 都市の芸術文化が薫る美しい景観づくり

5. 都市活動を支えるやさしい交通体系づくり
6. 花と緑に囲まれた潤いのあるまちづくり
7. 安全・安心なまちづくり

(4) 将来都市構造

1. 都市の骨格とゾーン
2. 市街地の形成
3. 都市のネットワーク
4. 将来都市構造
5. 都市整備の方針
 - ① 豊かな自然を守り伝えるために
 - ② 歴史と風土を活かした盛岡らしいまちをつくるために
 - ③ 賑わいと活力がある市街地をつくるために
 - ④ 都市の芸術文化が薫る美しい景観をつくるために
 - ⑤ 都市活動を支えるやさしい交通体系をつくるために
 - ⑥ 花と緑に囲まれた潤いのあるまちをつくるために
 - ⑦ 安全・安心なまちをつくるために

－2. まちづくり活動の実践（新規）

実践事例の紹介

（つなぎ町内会、魅力ある太田つくり協議会、永井地区まちづくりの会）

（地域別構想）

地域別構想では、今回の見直しにおいて玉山区の渋民地域と好摩地域を加えた15の地域を設定し、地域ごとにまちづくりの方針を明らかにしている。

3 今後の予定

平成21年10月9日 玉山区地域協議会

- | | | |
|---------|-----------|------------------|
| 同 | 10月8日～20日 | 市民説明会（6箇所） |
| 同 | 10月8日～28日 | パブリック・コメントの実施 |
| 同 | 11月 | 庁議及び市議会全員協議会 |
| 同 | 12月 | 公聴会 |
| 平成22年1月 | | 全市説明会及び計画案の公告と縦覧 |
| 同 | 2月 | 都市計画審議会 |
| 同 | 3月 | 計画の公示及び県知事通知 |